

発 5 工事成績評定要領

初版 平成 22 年 7 月

改定 平成 25 年 4 月

改定 平成 28 年 3 月

改定 平成 31 年 3 月

1 工事成績評定要領

工 事 成 績 評 定 要 領

(最終改正 平成 30 年 4 月 1 日適用(平成 30 年 3 月 22 日付け 29 建政技第 325 号))

(目的)

第 1 この要領は、長野県が行う請負契約による建設工事の成績評定（以下「評定」という。）に必要な事項を定め、公正かつ的確な評定を行い、もって建設工事の品質確保と建設企業の技術力向上に資することを目的とする。

(評定の対象)

第 2 評定の対象は、原則として 1 件の請負金額が 5 0 0 万円以上の建設工事（「災害等の発生により緊急を要する工事の入札方式に関する取扱要領」により発注する応急工事を除く）とする。

ただし、発注機関の長（以下「所長」という。）が必要であると認める場合には、5 0 0 万円未満の建設工事についても、評定の対象とすることができるものとする。

(評定者)

第 3 評定者は、しゅん工検査員、中間検査員、総括監督員等、主任監督員等及び監督員とし、各評定者の定義は次に掲げるとおりとする。

(1) しゅん工検査員

長野県建設工事事務処理規程（昭和 51 年 3 月 3 日付け 50 監第 590 号。以下「規程」という。）第 35 条により所長がしゅん工検査を行わせるために指定した職員、又は、同規程第 39 条により、会計管理者又は会計センター所長が指定した職員をいう。

(2) 中間検査員

規程第 35 条により、所長が中間検査を行わせるために指定した職員、又は、同規程第 39 条により会計管理者又は会計センター所長が指定した職員をいう。

(3) 総括監督員等

規程第 29 条により、所長が工事の箇所ごとに総括監督員として指定した職員をいう。総括監督員を置かない場合は、工事の施工監督を担当する本庁の課長又は現地機関の課長若しくは所長の指定する職員をいう。

(4) 主任監督員等

規程第 29 条により、所長が工事の箇所ごとに主任監督員として指定した職員をいう。主任監督員を置かない場合は、工事の施工監督を担当する本庁の係長又は現地機関の係長若しくは所長の指定する職員をいう。

(5) 監督員

規程第 29 条により、所長が工事箇所ごとに監督員として指定した職員をいう。

(評定の方法)

第 4 評定者は、工事ごとに監督又は検査により確認した事項に基づき、独立して公正かつ公平に評定するものとする。

2 評定は、工事成績採点表（別記様式第 1）、細目別評定点採点表（別記様式第 2）及び考査項目別運用表（別記様式第 1 の別紙 1 から別紙 4）により行うものとする。

3 評定の結果は、工事成績評定表（別記－1）及び項目別評定点（別表 1）によりと

りまとめる。

4 考查項目の「創意工夫」「社会性等」は当該工事における実施状況を考慮するものとする。

5 考查項目の「法令遵守等」は当該工事における状況を考慮するものとし、当該工事期間中に生じた事実や工事完了後に判明した事実を対象とする。

（工事評定点の算定）

第5 工事評定点は、「法令遵守等」の評価項目を除き、評定者ごとの評定点に次に掲げる配分率を乗じて求めた点数の合計点数とし、四捨五入により整数として表示する。

ただし、中間検査を行わなかった場合の、しゅん工検査員の配分率は0.4とする。

評定者別配分表

評定者	しゅん工 検査員	中 間 検査員	総括監督 員 等	主任監督 員 等	監督員
配分率	0.2	0.2	0.2	0.4	

2 第1項による評定点に「法令遵守等」の評価点を減じて評定点とする。

（評定の時期及び評定者）

第6 しゅん工検査時の評定は、対象工事がしゅん工検査に合格後、すみやかに実施するものとする。

また、中間検査員による評定は、中間検査を行った都度すみやかに実施するものとする。

2 評定次ごとの評定者は、次に掲げるとおりとする。

(1) 第1次評定 監督員・主任監督員等

(2) 第2次評定 しゅん工検査員

(3) 第3次評定 総括監督員等

3 同一次評定の評定者が2人以上ある場合は、評定者相互で協議のうえ評定するものとする。

（評定の照査）

第7 所長は、評定結果の通知に先立ち、評定が公正かつ適正に行われたかどうかの照査を行うものとする。

2 所長は、評定の照査に当たっては、必要に応じて発注機関毎に設置する「工事等成績評定評価委員会」（以下「委員会」という。）に意見を求めることができるものとする。

（評定表の提出等）

第8 所長は、四半期毎に評定表をとりまとめ、翌月の25日までに工事事務管理システム端末機から入力又は建設政策課技術管理室長に提出するものとする。

（評定結果の通知）

第9 所長は、評定者から評定表等が提出された場合は、遅滞なく、当該工事の受注者に対して、評定の結果を工事成績表評定通知書（様式第1-1）により通知するものとする。

(評定の公開)

第 10 本要領に係る文書は、以下の各号の定めるところにより、公開するものとする。

- (1) 長野県公式ホームページで公開するもの
 - ① 工事成績評定要領
 - ② 工事成績評定要領上の各種様式
- (2) 発注機関で閲覧するもの
 - ① 工事成績評定通知書（様式第 1－1）
（添付書類の別記－1 及び別表 1 のうち、別記－1 を除く）
工事成績評定修正通知書（様式第 1－2）
（添付書類の別記－2 及び別表 2 のうち、別記－2 を除く）
 - ② 第 12 及び第 13 に定める説明請求書（再説明請求書を含む。）及びその回答
（様式第 2－1、様式第 2－2、様式第 3－1、様式第 3－2）
- (3) 請求により公開するもの（当該工事の受注者・現場代理人及び配置技術者本人（増員技術者含む。）には求め（口頭の請求）により、第三者には公文書公開請求により、①②を公開）
 - ① 工事成績評定表（別記－1）、工事成績修正評定表（別記－2）
 - ② 評定根拠（工事成績採点表（別記様式第 1）、細目別評定点採点表（別記様式第 2）、考査項目別運用表（別記様式第 1 の別紙 1 から別紙 4））

(評定の修正)

- 第 11 所長は、第 9 の通知後、当該評定を修正する必要がある場合（瑕疵の発生など）は、第 7 第 2 項の委員会に意見を求め修正できるものとする。
- 2 評定の修正は、工事成績採点表（別記様式第 1）、細目別評定点採点表（別記様式第 2）及び考査項目別運用表（別記様式第 1 の別紙 1 から別紙 4）を修正し、工事成績修正評定表（別記－2）及び項目別修正評定点（別表 2）によりとりまとめる。
 - 3 所長は、前項の修正を行ったときは、遅滞なく、当該工事の受注者に対して、評定の結果を工事成績評定修正通知書（様式第 1－2）により通知するものとする。

(説明請求等)

- 第 12 第 9 又は第 11 第 3 項による通知を受理した者は、当該通知日の翌日から起算して 12 日（長野県の休日定める条例（平成元年条例第 5 号）第 1 条に規定する県の休日（以下「休日」という。）を含まない。）以内に、所長に対し、説明請求書を提出し、評定の内容についての説明を請求することができるものとする。
- 2 所長は、前項による説明を求められた場合は、工事成績評定に係る説明請求への回答について（様式第 2－1）又は工事成績評定に係る説明請求への回答及び評定点の修正について（様式第 2－2）（第 11 第 1 項及び第 2 項による評定の修正を伴う場合）により回答するものとする。
 - 3 所長は、前項による回答を行う場合、第 7 第 2 項の委員会に意見を求めることができるものとする。
 - 4 所長は、説明請求者に対し、説明請求書を受理した日の翌日から起算して 10 日（休日を含まない。）以内に回答するものとする。ただし委員会に意見を求める場合は、説明請求書を受理した日の翌日から起算して 15 日（休日を含まない。）以内に回答するものとする。

(再説明請求等)

- 第 13 第 12 第 2 項の回答書を受理した者は、回答日の翌日から起算して 12 日（休日を含

- まない。)以内に、知事に対して再説明請求書を提出し再説明を請求することができる。
- 2 知事は、前項による再説明の請求があったときは、入札及び契約に係る苦情申立手続要領（平成 27 年 3 月 31 日付け 27 契検第 150 号。以下「手続要領」という。）第 14、第 15、第 16 及び第 18 に基づき処理するものとする。ただし、第 14 第 2 項については第 2 号による。
- 3 前項において再説明請求者への回答は、工事成績評定に係る再説明請求への回答について（様式第 3－1）又は工事成績評定の再説明請求に係る評定点の修正について（様式 3－2）（第 11 第 1 項及び第 2 項による評定の修正を伴う場合）によるものとし、却下する場合は手続要領の様式第 6 によるものとする。
- 4 再説明請求の処理における手続要領の適用にあたっては、「再苦情」を「再説明」と、「申立」を「請求」と読み替えるものとする。

附 則	この要領は、平成 14 年 8 月 1 日から適用する。
附 則	この要領は、平成 16 年 8 月 20 日から適用する。
附 則	この要領は、平成 17 年 5 月 1 日から適用する。
附 則	この要領は、平成 18 年 5 月 1 日から適用する。
附 則	この要領は、平成 20 年 7 月 1 日から適用する。
附 則	この要領は、平成 22 年 1 月 1 日から適用する。
附 則	この要領は、平成 22 年 7 月 1 日から適用する。
附 則	この要領は、平成 23 年 4 月 1 日から適用する。
附 則	この要領は、平成 23 年 9 月 1 日から適用する。
附 則	この要領は、平成 24 年 8 月 1 日から適用する。
附 則	この要領は、平成 26 年 12 月 1 日から適用する。
附 則	この要領は、平成 27 年 10 月 1 日から適用する。
附 則	この要領は、平成 30 年 4 月 1 日から適用する。

様式第 1－1（要領第 9、第 10 第 1 号②、第 10 第 2 号①）

平成 年 月 日

契約の相手方
所 在 地
商号又は名称 様

事務所長 印

工 事 成 績 評 定 通 知 書

貴社が受注した工事について、工事成績評定要領に基づき評定した結果を通知します。
なお、評定内容に疑問がある場合には、平成 年 月 日までに書面により当所に対し
て説明を請求することができます。
説明の請求に対しては、書面により回答します。
説明を請求する場合の書面の送付先及び手続き等についての問い合わせ先は下記 7 のと
おりです。

記

- 1 工事名・箇所名 平成 年度 工事
市 工区
- 2 工 期 平成 年 月 日～平成 年 月 日
- 3 しゅん工年月日 平成 年 月 日
- 4 しゅん工検査年月日 平成 年 月 日
- 5 評 定 点 点
工事成績評定表及び項目別評定点は、別記－1 及び別表 1 のと
おり
- 6 評定点の業種 工事
- 7 担当課・係
〒 長野県 市 大字
事務所 課 係
TEL ー ー (代) 内線

様式第 1－2（要領第 10 第 1 号②、第 10 第 2 号①、第 11 第 3 項）

平成 年 月 日

契約の相手方
所在地
商号又は名称 様

事務所長 印

工 事 成 績 評 定 修 正 通 知 書

貴社が受注した工事について、工事成績評定要領に基づき評定結果を修正したので通知します。

なお、評定内容に疑問がある場合には、平成 年 月 日までに書面により当所に対して説明を請求することができます。

説明の請求に対しては、書面により回答します。

説明を請求する場合の書面の送付先及び手続き等についての問い合わせ先は下記 7 のとおりです。

記

- 1 工事名・箇所名
- 平成 年度
- 工事
- 市 工区
- 2 工 期
- 平成 年 月 日
- ～
- 平成 年 月 日
- 3 しゅん工年月日
- 平成 年 月 日
- 4 しゅん工検査年月日
- 平成 年 月 日
- 5 修正評定点
- 点
- 工事成績修正評定表及び項目別修正評定点は、別記－2 及び別表 2 のとおり
- 6 評定点の業種
- 工事
- 7 担当課・係
- 〒
- 長野県
- 市 大字
- 事務所
- 課 係
- Tel
- －
- －
- (代)
- 内線

様式第2-1（要領第10第1号②、第10第2号②、第12第2項）

平成 年 月 日

契約の相手方

所在地

商号又は名称 様

事務所長 印

工事成績評定に係る説明請求への回答について

平成 年 月 日付けで貴社から説明請求のあった評定内容について、下記のとおり回答します。

本回答に疑問がある場合には、平成 年 月 日までに書面により、知事に対して再説明を請求することができます。

再説明の請求に対して書面により回答します。

また、再説明を請求する場合の書面の送付先及び手続き等についての問い合わせ先は下記3のとおりです。

記

1 工事名・箇所名 平成 年度 工事
市 工区

2 疑問に対する回答

3 送付先及び問い合わせ先

〒 ー 長野県 市 大字
県庁内 主管部 主管課 係
Tel ー ー (代) 内線

様式第 2－2（要領第 10 第 1 号②、第 10 第 2 号②、第 12 第 2 項）

平成 年 月 日

契約の相手方

所 在 地

商号又は名称 様

事務所長 印

工事成績評定に係る説明請求への回答及び評定点の修正について

平成 年 月 日付けで貴社から説明請求のあった評定内容について、下記のとおり回答します。また、説明請求のあった評定の一部について下記のとおり修正しましたのでその結果を通知します。

回答に疑問がある場合には、平成 年 月 日までに書面により、知事に対して再説明を請求することができます。

再説明の請求に対して書面により回答します。

また、再説明を請求する場合の書面の送付先及び手続き等についての問い合わせ先は下記 5 のとおりです。

記

- 1 工事名・箇所名 平成 年度 工事 市 工区
- 2 疑問に対する回答 別紙のとおり
- 3 修正評定点 点
工事成績修正評定表及び項目別修正評定点は、別記－ 2 及び別表 2 のとおり
- 4 評定点の業種 工事
- 5 送付先及び問い合わせ先
〒 ー 長野県 市 大字
県庁内 主 管 部 主 管 課 係
Tel ー ー (代) 内線

様式第 3－1（要領第 10 第 1 号②、第 10 第 2 号②、第 13 第 3 項）

平成 年 月 日

契約の相手方

所 在 地

商号又は名称 様

長野県知事印

工事成績評定に係る再説明請求への回答について

平成 年 月 日付けで貴社から再説明を求められました評定内容について、下記のとおり回答します。

記

- 1

工事名・箇所名

平成 年度

市

工事
工区
- 2

疑問に対する回答

様式第 3－2（要領第 10 第 1 号②、第 10 第 2 号②、第 13 第 3 項）

平成 年 月 日

契約の相手方

所 在 地

商号又は名称 様

事務所長 印

工事成績評定の再説明請求に係る評定点の修正について

平成 年 月 日付けで貴社から再説明を求められました評定の一部について、下記のとおり 修正しましたのでその結果を通知します。

記

- 1 工事名・箇所名 平成 年度 工事
市 工区
- 2 修正評定点 点
工事成績修正評定表及び項目別修正評定点は、別記－2 及び
別表 2 のとおり
- 3 評定点の業種 工事

参考様式 （要領第 10 第 1 号②、第 10 第 2 号②、第 12 第 1 項、第 13 第 1 項）

平成 年 月 日

（再） 説 明 請 求 書

発注機関の長 様
（長野県知事） 様（再説明請求の場合）

（再）説明請求者の住所氏名

〒 - 県 市 町 -

電話番号 -

商号又は名称 代表者名

平成 年 月 日付けで通知があった件について、下記のとおり説明を請求します。

記

1 （再）説明請求の対象となる工事等名・箇所名

工事等名

工事等箇所名

2 疑問のある事項

※ 疑問のある事項は、その根拠も含めて具体的に記入して下さい

工 事 成 績 評 定 表

平成 年（ 年） 月 日
 ○○○○事務所

工 事 名			
箇 所 名			
契 約 金 額	当初：	最終：	
工 期	平成 年 月 日 ～	当初： 平成 年 月 日	最終： 平成 年 月 日
し ゅ ん 工 年 月 日	平成 年 月 日		
し ゅ ん 工 検 査 年 月 日	平成 年 月 日		
中 間 検 査 年 月 日	第１回：	最終回：	
受 注 者 名			
現 場 代 理 人 氏 名			
主 任（監理）技 術 者 氏 名			
増 員 主 任（監理）技 術 者 氏 名			
所 長 氏 名	印		
評 定 者	評 定 点 / 満 点	職	氏 名
④しゅん工検査員	点 / 40.0点 (/ 20.0点)		印
③中間検査員	点 (/ 20.0点)		印
③中間検査員			印
②総括監督員等	点 / 20.0点		印
①主任監督員等	点 / 40.0点		印
①監督員			印
⑤法令遵守等	点		
⑥評定点合計	点 / 100点		

- 注１）中間検査があった場合 ③、④の満点は（ ）内となり、⑥＝①＋②＋③＋④－⑤
 中間検査がなかった場合 ⑥＝①＋②＋④－⑤
 ２）中間検査が２回以上あった場合、③の評定点は平均点とする。
 ３）各評定者の評定点は小数１位までとする。
 ４）⑥評定点合計は、四捨五入により整数とする。

別表 1（要領第 4 第 3 項、第 9、第 10 第 1 号②、第 10 第 2 号①）

項 目 別 評 定 点

平成 年（ 年） 月 日

項 目	細 別	評 定 点 / 満 点
1. 施工体制	I. 施工体制一般	点 / 3.3 点
	II. 配置技術者	点 / 4.1 点
2. 施工状況	I. 施工管理	点 / 13.0 点
	II. 工程管理	点 / 8.1 点
	III. 安全対策	点 / 8.8 点
	IV. 対外関係	点 / 3.7 点
3. 出来形及び出来ばえ	I. 出来形	点 / 14.9 点
	II. 品 質	点 / 17.4 点
	III. 出来ばえ	点 / 8.5 点
4. 工事特性（加点のみ）	施工条件等への対応	点 / 7.3 点
5. 創意工夫（加点のみ）	創意工夫	点 / 5.7 点
6. 社会性等（加点のみ）	地域への貢献等	点 / 5.2 点
7. 法令遵守等（減点のみ）		点 点
評 定 点 合 計		点 / 100.0 点

別記－２（要領第10第1号②、第10第3号①、第11第2項、第12第2項、第13第3項）

工 事 成 績 修 正 評 定 表

平成 年（ 年） 月 日

〇〇〇〇事務所

工 事 名			
箇 所 名			
契 約 金 額			
工 期	平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日		
しゅん工年月日			
しゅん工検査年月日			
受 注 者 名			
現 場 代 理 人 氏 名			
主任（監理）技術者氏名			
増員主任（監理）技術者氏名			
評 定 者	評 定 点 / 満点		
④しゅん工検査員	修正前	点	/ 40.0点 (/ 20.0点)
	修正後	点	
③中間検査員	修正前	点	(/ 20.0点)
	修正後	点	
②総括監督員等	修正前	点	/ 20.0点
	修正後	点	
①主任監督員等・監督員	修正前	点	/ 40.0点
	修正後	点	
⑤法令遵守等	修正前	点	
	修正後	点	
⑥評定点合計	修正前	点	/ 100点
	修正後	点	

※中間検査があった場合、
③、④の満点は（ ）内となる。

別表 2 (要領第10第 1 号②、第10第 2 号①、第11第 2 項、第12第 2 項、第13第 3 項)

項 目 別 修 正 評 定 点

項 目	細 別	評 定 点 / 満 点		
1. 施工体制一般	Ⅰ. 施工体制	修正前	点	／ 3.3 点
		修正後	点	
	Ⅱ. 配置技術者	修正前	点	／ 4.1 点
		修正後	点	
2. 施工状況	Ⅰ. 施工管理	修正前	点	／ 13.0 点
		修正後	点	
	Ⅱ. 工程管理	修正前	点	／ 8.1 点
		修正後	点	
	Ⅲ. 安全対策	修正前	点	／ 8.8 点
		修正後	点	
	Ⅳ. 対外関係	修正前	点	／ 3.7 点
		修正後	点	
3. 出来形及び出来ばえ	Ⅰ. 出来形	修正前	点	／ 14.9 点
		修正後	点	
	Ⅱ. 品 質	修正前	点	／ 17.4 点
		修正後	点	
	Ⅲ. 出来ばえ	修正前	点	／ 8.5 点
		修正後	点	
4. 工事特性 (加点のみ)	施工条件等への対応	修正前	点	／ 7.3 点
		修正後	点	
5. 創意工夫 (加点のみ)	創意工夫	修正前	点	／ 5.7 点
		修正後	点	
6. 社会性等 (加点のみ)	地域への貢献等	修正前	点	／ 5.2 点
		修正後	点	
7. 法令遵守等 (減点のみ)		修正前	点	
		修正後	点	
評定点合計		修正前	点	／100 点
		修正後	点	

2 工事成績採点表・細目別評定点採点表・考查項目別運用表

制定 平成23年 1月 4日 付 け 22建政技第269号
一部修正 平成23年 3月 15日 付 け 22建政技第331号
一部改正 平成23年 8月 26日 付 け 23建政技第181号
一部改正 平成24年 2月 10日 付 け 23建政技第316号
一部改正 平成25年 3月 27日 付 け 24建政技第389号
一部改正 平成26年 10月 28日 付 け 26建政技第172号
一部改正 平成30年 3月 22日 付 け 29建政技第325号

工 事 成 績 採 点 表
細 目 別 評 定 点 採 用 表
考 査 項 目 別 運 用 表

平成23年

長 野 県

別記様式第2（要領第4第2項、第10第1号②、第11第2項、第12第2項、第13第3項）
細目別評定点採点表

工事名：

調査項目	細 別	①監督員	①主任監督員等 (0.0) × 0.4 + 2.9 = 2.9点	②総括監督員等	③中間検査員	④しゅん工検査員	細目別評定点	得点割合
1. 施工体制	I. 施工体制一般						2.9点	4.5%
	II. 配置技術者	(0.0) × 0.4 + 2.9 = 2.9点					2.9点	4.5%
2. 施工状況	I. 施工管理	(0.0) × 0.4 + 2.9 = 2.9点			(0.0) × 0.4 + 6.5 = 6.5点	(0.0) × 0.4 + 6.5 = 6.5点	9.4点	14.5%
	II. 工程管理	(0.0) × 0.4 + 2.9 = 2.9点		(0.0) × 0.2 + 3.2 = 3.2点			6.1点	9.4%
	III. 安全対策	(0.0) × 0.4 + 2.9 = 2.9点		(0.0) × 0.2 + 3.3 = 3.3点			6.2点	9.5%
	IV. 対外関係	(0.0) × 0.4 + 2.9 = 2.9点					2.9点	4.5%
3. 出来形及び 出来ばえ	I. 出来形	(0.0) × 0.4 + 2.8 = 2.8点			(0.0) × 0.4 + 6.5 = 6.5点	(0.0) × 0.4 + 6.5 = 6.5点	9.3点	14.3%
	II. 品質	(0.0) × 0.4 + 2.9 = 2.9点			(0.0) × 0.4 + 6.5 = 6.5点	(0.0) × 0.4 + 6.5 = 6.5点	9.4点	14.5%
	III. 出来ばえ				(0.0) × 0.4 + 6.5 = 6.5点	(0.0) × 0.4 + 6.5 = 6.5点	6.5点	10.0%
4. 工事特性	I. 施工条件等への 対応			(0.0) × 0.2 + 3.3 = 3.3点			3.3点	5.1%
5. 創意工夫	I. 創意工夫		(0.0) × 0.4 + 2.9 = 2.9点				2.9点	4.5%
6. 社会性等	I. 地域への貢献等			(0.0) × 0.2 + 3.2 = 3.2点			3.2点	4.9%
7. 法令遵守等				(0.0) × 1.0 = 0.0点				
評定合計								65.0
								100.0

8. 総合評価
技術提案

※ 中間検査があった場合
中間検査がなかった場合
得点割合は、細目評定点の合計に対する得点の割合を百分率で示す。
※ 総合評価技術提案は、技術提案の履行が確認できない場合は、『不履行』を選択する。

※ (1)+(2)+(3) × 0.5 + (4) × 0.5 = 細目別評価点
(1)+(2)+(4) = 細目別評価点
(1)+(2)+(3)+(4) = 細目別評価点 (中間が2回以上の場合③を平均する)

考査項目別運用表

考査項目	細 別	a	b	c	d	e
1. 施工体制	I. 施工体制一般	☐ 適切である 「評価対象項目」 ☐ 「施工プロセス」のチェックリストのうち、施工体制一般について指示事項が無い。 ☐ 施工計画書を、工事着手前に提出している。 ☐ 作業分担の範囲を、施工体制台帳及び施工体系図に明確に記載している。 ☐ 品質証明員が関係書類、出来形、品質等の確認を工事全般にわたって実施して、品質証明に係る体制が有効に機能している。 ☐ 元請が下請の作業成果を検査している。 ☐ 施工計画書の内容と現場施工方法が一致している。 ☐ 緊急指示、災害、事故等が発生した場合の対応が速やかである。 ☐ 現場に対する本店や支店による支援体制を整えている。 ☐ 工機製作期間における技術者を適切に配置している。 ☐ 機械設備、電気設備等について、製作工場における社内検査体制（規格値の設定や確認方法等）を整えている。 ☐ その他（理由： ） ●判断基準 - 評価値が90%以上・・・a - 評価値が80%以上90%未満・・・b - 評価値が80%未満・・・c	☐ ほぼ適切である ①当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。 また、必要があれば「その他」の項目を追加する。 ②項目数を変更する場合は、変更後の評価項目数を母数として計算した比率（%）計算の値で評価する。 ③評価値（ ）（%）＝該当項目数（ ）／評価対象項目数（ ） ④なお、項目削除による評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。	☐ やや不備である ☐ 施工体制一般に関して、監督員が文書による改善指示を行った。	☐ 不適切である ☐ 施工体制一般に関して、監督員からの文書による改善指示に従わなかった。	
	II. 配属技術者（現場代理人等）	☐ 適切である 「評価対象項目」 【全体を評価する項目】 ☐ 「施工プロセス」のチェックリストのうち、配属技術者について指示事項が無い。 ☐ 作業に必要な作業主任者及び専門技術者を選任及び配置している。 【現場代理人を評価する項目】 ☐ 現場代理人が、工事全体を把握している。 ☐ 設計図書と現場との相違があった場合は、監督員と協議するなどの必要な対応を行っている。 ☐ 監督員への報告を適時及び的確に行っている。 【監理（主任）技術者を評価する項目】 ☐ 書類を共通仕様書及び記録簿に基づき適切に作成し、整理している。 ☐ 契約書、設計図書、適用すべき記録簿等を理解し、施工に反映している。 ☐ 施工上の課題となる条件（作業環境、気象、地質等）への対応を図っている。 ☐ 下請の施工体制及び施工状況を把握し、技術的な指導を行っている。 ☐ 監理（主任）技術者が、明確な根拠に基づいて技術的な判断を行っている。 ☐ その他（理由： ） ●判断基準 - 評価値が90%以上・・・a - 評価値が80%以上90%未満・・・b - 評価値が80%未満・・・c	☐ ほぼ適切である ①当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。 また、必要があれば「その他」の項目を追加する。 ②項目数を変更する場合は、変更後の評価項目数を母数として計算した比率（%）計算の値で評価する。 ③評価値（ ）（%）＝該当項目数（ ）／評価対象項目数（ ） ④なお、項目削除による評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。	☐ やや不備である ☐ 配属技術者に関して、監督員が文書による改善指示を行った。	☐ 不適切である ☐ 配属技術者に関して、監督員からの文書による改善指示に従わなかった。	

考 査 項 目 別 運 用 表

考 査 項 目	細 別	a	b	c	d	e
2. 施工状況	I. 施工管理	☐ 適切である 「評価対象項目」 ☐ 「施工プロセス」のチェックリストのうち、施工管理について指示事項が無い。 ☐ 施工計画書が、設計図書及び現場条件を反映したものである。 ☐ 現場条件の変化に対して、適切に対応している。 ☐ 工事材料の品質に影響が無いよう管理している。 ☐ 日常の品質管理を、設計図書及び施工計画書に基づき適時及び的確に行っている。 ☐ 現場内の整理整頓を日常的に行っている。 ☐ 指定材料の品質証明書及び写真等を整理している。 ☐ 建設副産物の再利用等への取り組みを適切に行っている。 ☐ 工事全般において、低騒音型、低振動型、排出ガス対策型の建設機械及び車両を使用している。 ☐ その他（理由：_____）	☐ ほぼ適切である ①当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。 また、必要があれば「その他」の項目を追加する。 ②項目数を変更する場合は、変更後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③評価値（ %）＝該当項目数（ ）／評価対象項目数（ ） ④なお、項目削除による評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。	☐ やや不備である ☐ やや不備である	☐ 不適切である ☐ 施工管理に関して、監修員が文書による改善指示を行った。	
	II. 工程管理	☐ 適切である 「評価対象項目」 ☐ 「施工プロセス」のチェックリストのうち、工程管理について指示事項が無い。 ☐ 工程に与える要因を的確に把握し、それらを反映した工程表を作成している。 ☐ 実施工程表の作成及びフォローアップを行っており、適切に工程を管理している。 ☐ 現場条件の変化への対応が迅速であり、施工の停滞が見られない。 ☐ 暗黙知や片側交通等の各種制約への対応が適切であり、大きな工程の遅れが無い。 ☐ 工事の進捗を早めるための取り組みを行っている。 ☐ 適切な工程管理をおこなっている。 ☐ 休日の確保を行っている。 ☐ 計画工程以外の時間外作業がほとんど無い。 ☐ その他（理由：_____）	☐ ほぼ適切である ①当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。 また、必要があれば「その他」の項目を追加する。 ②項目数を変更する場合は、変更後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③評価値（ %）＝該当項目数（ ）／評価対象項目数（ ） ④なお、項目削除による評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。	☐ やや不備である ☐ やや不備である	☐ 不適切である ☐ 工程管理に関して、監修員が文書による改善指示を行った。	

考査項目別運用表

考査項目	細 別	a	b	c	d	e
2. 施工状況	Ⅲ. 安全対策	☐ 適切である 「評価対象項目」 ☐ 「施工プロセス」のチェックリストのうち、安全対策について指示事項が無い。 ☐ 災害防止協議会等を1回/月以上行っている。 ☐ 安全教育及び安全訓練等を半日/月以上実施している。 ☐ 新納入業者教育の内容に、当該工事の現場特性を反映している。 ☐ 工事期間を通じて、労働災害及び公衆災害が発生しなかった。 ☐ 過積載防止に取り組んでいる。 ☐ 仮設工の点検及び管理を、チェックリスト等を用いて実施している。 ☐ 保安施設の設置及び管理を、各種基準及び関係省庁の協議に基づき実施している。 ☐ 地下埋設物及び架空線等に関する事故防止対策に取り組んでいる。 ☐ その他（理由：_____）	☐ ほぼ適切である ☐ 他、の事項に該当しない	☐ やや不備である ☐ 安全対策に関して、監理員が文書による改善指示を行った。	☐ 不適切である ☐ 安全対策に関して、監理員からの文書による改善指示に従わなかった。	
		●判断基準 評価値が90%以上・・・a 評価値が80%以上90%未満・・・b 評価値が80%未満・・・c		①当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。 また、必要があれば「その他」の項目を追加する。 ②項目数を変更する場合は、変更後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③評価値(%)＝該当項目数()／評価対象項目数() ④なお、項目削除による評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。		
	Ⅳ. 対外関係	☐ 適切である 「評価対象項目」 ☐ 「施工プロセス」のチェックリストのうち、対外関係について指示事項が無い。 ☐ 関係官公庁などと調整を行い、トラブルの発生が無い。 ☐ 地元との調整を行い、トラブルの発生が無い。 ☐ 第三者からの苦情が無い。もしくは、苦情に対して適切な対応を行っている。 ☐ 関連工事との調整を行い、円滑な進捗に取り組んでいる。 ☐ 工事の目的及び内容を、工事看板などにより地域住民や通行者等に分かりやすく周知している。 ☐ その他（理由：_____）	☐ ほぼ適切である ☐ 他、の事項に該当しない	☐ やや不備である ☐ 対外関係に関して、監理員が文書による改善指示を行った。	☐ 不適切である ☐ 対外関係に関して、監理員からの文書による改善指示に従わなかった。	
		●判断基準 評価値が90%以上・・・a 評価値が80%以上90%未満・・・b 評価値が80%未満・・・c		①当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。 また、必要があれば「その他」の項目を追加する。 ②項目数を変更する場合は、変更後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③評価値(%)＝該当項目数()／評価対象項目数() ④なお、項目削除による評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。		

別紙-1④ (監修員) 考査項目別運用表

考査項目	細 別	a	b	c	d	e
3. 出来はえ	I. 出来形	出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値の概ね50%以内である。 ☐ 行われており、測定値が規格値の概ね80%以内である。	出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値の概ね80%以内である。 ☐ 行われており、測定値が規格値の概ね80%以内である。	出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値の50%以内である。 ☐ 行われており、測定値が規格値の50%以内である。	出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監修員が文書で改善指示を行った。 ☐ 行われており、測定値が規格値の50%以内である。	契約書第17条に基づき、監修員が改善請求を行った。 ☐ 行われており、測定値が規格値の50%以内である。
		【ばらつき判断は別紙-4参照】 ①出来形の判定は、工事全般を通じて判定するものとする。 ②出来形とは、設計図書に示された工事的形状及び寸法をいう。 ③出来形管理とは、「土木工事施工管理基準」の測定項目、測定基準及び規格値に基づき所定の出来形を確保する管理システムである。なお、当該管理基準によりがたい場合等については、別に定める出来形管理項目や管理基準等に基づき評価を行うものとする。 ④出来形管理項目を設定していない工事は「c」評価とする ⑤工事内容等によりばらつきで評価できない場合は、規格値・基準値・設計値と測定した出来形寸法との差の大小など、測定値と許容値等との関係性をもつてばらつき評価に代えてもよい。 ※ばらつき評価は、「土木工事施工管理基準」により管理図表の作成する測定数10点以上のものを行うものとする。 ※ばらつき評価ができない測定数10点未満の場合は、右記「特別評価対象項目」により評価する。				
	I. 出来形 機械設備工事 ※上記欄によらず、当該欄で評価	出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値の概ね50%以内である。 ☐ 行われており、測定値が規格値の概ね80%以内である。	出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値の概ね80%以内である。 ☐ 行われており、測定値が規格値の概ね80%以内である。	出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値の50%以内である。 ☐ 行われており、測定値が規格値の50%以内である。	出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監修員が文書で改善指示を行った。 ☐ 行われており、測定値が規格値の50%以内である。	契約書第17条に基づき、監修員が改善請求を行った。 ☐ 行われており、測定値が規格値の50%以内である。
		「評価対象項目」 ☐ 据付に關する出来形管理が容易に把握できるよう、出来形管理図などを工夫している。 ☐ 設備全輪にわたり、形状及び寸法の実測値が許容範囲内である。 ☐ 施工管理基準の撮影記録が撮影基準を満足している。 ☐ 設計図書で定められていない出来形管理項目について、監修員と協議の上で管理している。 ☐ 不可視部分の出来形を写真撮影している。 ☐ 塗装管理基準の塗膜厚管理を適切にまもっている。 ☐ 溶接管理基準の出来形管理を適切にまもっている。 ☐ 社内の管理基準に基づき管理している。 ☐ 設計図書に定められている予備品に不足が無い。 ☐ 分解整備における既設部品等の摩耗、損傷等について、整備前と整備後の劣化状況及び回復状況を図表等に記録している。 ☐ その他（理由：_____）				
		●判断基準 評価値が90%以上・・・a 評価値が80%以上90%未満・・・b 評価値が80%未満・・・c				
		①当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。 また、必要があれば「その他」の項目を追加する。 ②項目数を変更する場合は、変更後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③評価値（ %）＝該当項目数（ ）／評価対象項目数（ ） ④なお、項目削除による評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。				

考査項目別運用表

考査項目	編 別	a	b	c	d	e
3. 出来形及び 出来ばえ	1. 出来形 電気設備工事・通信設備工事・受変電設備工事 ※上記欄によらず、当該欄で評価	☐ 適切である 「評価対象項目」 ☐ 添付に関する出来形管理が容易に把握できるよう、出来形管理図及び出来形管理表を工夫している。 ☐ 機器等の測定（試験）結果が、その都度管理図表などに記録され、適切に管理している。 ☐ 不可損部分の出来形を写真撮影している。 ☐ 設計図面に定められていない出来形管理項目について、監修員と協議の上で管理している。 ☐ 設備全貌にわかり、形状及び寸法の表測値が許容範囲内である。 ☐ 設備の増設及び固定方法が設計図書又は確認図書通り施工している。 ☐ 配管及び配線が、設計図書又は確認図書通りに敷設している。 ☐ 測定機器のキャリブレーションを、定期的に実施している。 ☐ 付加などを表示した名札がケーブルなどに分かり易く堅固に取り付けられている。 ☐ 配管及び配線の支持間隔や絶縁抵抗等について、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ 社内管理基準に基づき管理している。 ☐ その他（理由：_____）	☐ ほぼ適切である 「評価対象項目」 ☐ ほぼ適切である	☐ 他の評価に該当しない 「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。 また、必要があれば「その他」の項目を追加する。 ②項目数を要する場合は、変更後の評価項目数を母数として計算した比率（%）計算の値で評価する。 ③評価値（_____ %）＝該当項目数（_____）／評価対象項目数（_____） ④なお、項目削除による評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。	出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監修員が文書で改善指示を行った。	☐ 出来形の測定結果が規格値、試験基準を満足せず品質が劣る。
1. 出来形 解体工事 ※上記欄によらず、当該欄で評価	「評価対象項目」 ☐ 自社の管理基準を設定して、適切に管理している。 ☐ 自社の写真管理基準等を設定し、解体物の撤去前後の写真により、確実に撤去されたかを確認できる。 ☐ 解体物の材種毎に処理方法が確認できる。 ☐ 不可損部分における工作物の撤去状況及び残存工作物の状況を写真撮影している。 ☐ 解体物の材種毎に排出量、再資源化量、その他処分量が的確に確認できる。 ☐ 混合廃棄物を排出しない分別解体に積極的に取り組んでいる。（数量によらない） ☐ マニフェスト等の整備が適時、的確になされている。 ☐ 現場から搬出する解体物を搬出時に計量している。（原則として建築物） ☐ 現場から搬出する解体物を事前に検測を行っている。（原則として土木構造物） ☐ 埋め戻しが適切に行われている。 ☐ その他（理由：_____）	☐ 適切である 「評価対象項目」 ☐ ほぼ適切である	☐ 他の評価に該当しない	処分量や残存物の確認等が不適切であったため、監修員が文書で改善指示を行った。	☐ 契約書第17条に基づき、監修員が改善指示を行った。	

調査項目別運用表

調査項目	細 別	a	b	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ	Ⅱ. 品質	品質の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満たし、そのばらつきが規格値の概ね50%以内である。	品質の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満たし、そのばらつきが規格値の概ね80%以内である。	品質の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満たし、a、bに該当しない。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監査員が文書で改善指示を行った。	契約書第17条に基づき、監査員が改善請求を行った。
		【ばらつきの評価は別紙-4参照】 ①品質の評価は、工事全般を通じて評価するものとする。 ②品質とは、設計図書に示された工事的物の規格である。 ③品質管理とは、「土木工事施工管理基準」の試験項目、試験基準及び規格値に基づく全ての段階における品質確保のための管理体系である。なお、当該管理基準によりがたい場合には、別に定める品質管理項目や管理基準等に基づき評価を行うものとする。 ④品質管理項目を設定していない工事は「c」評価とする。 ⑤ばらつき評価が適当でない場合は、下記評価項目により評価する。 ※ばらつき評価は、「土木工事施工管理基準」により管理図表の作成する測定数10点以上のものを行うものとする。 ※ばらつき評価ができない測定数10点未満の場合は、右記「特別評価項目」により評価する。				
Ⅱ. 品質		a	b	c	d	e
機械設備工事		☐ 適切である	☐ ほぼ適切である	☐ 他の評価に該当しない	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監査員が文書で改善指示を行った。	契約書第17条に基づき、監査員が改善請求を行った。
※上記欄によらず、当該欄で評価		「評価対象項目」 ☐ 材料、部品の品質照合の書類（現物照合）の内容が設計図書の仕様を満たしている。 ☐ 設備の機能及び性能を、承諾図書のとおり確保している。 ☐ 設計図書の仕様を満たした詳細設計を行い、承諾図書として提出している。 ☐ 設備の品質、機能及び性能が設計図書を満足して、成績書にまとめられている。 ☐ 設備管理基準の品質管理項目について規格値を満足している。 ☐ 塗装管理基準の品質管理項目について規格値を満足している。 ☐ 操作制御設備について、操作スイッチや表示灯が承諾図書のとおり配置し、操作性にすぐれている。 ☐ 操作制御設備の安全装置及び保護装置が承諾図書のとおり機能している。 ☐ 小配管、電気配管・配管が、承諾図書のとおりに敷設している。 ☐ 設備の取扱説明書を工夫している。 ☐ 完成図書（取扱説明書）に定期的な点検及び交換を必要とする部品並びに箇所を明示している。 ☐ 機器の配置が点検しやすいよう工夫している。 ☐ 設備の構造や機器の配置が、部品の交換作業を容易にできるよう工夫している。 ☐ 二次コンクリートの配合試験及び試験値が実施され、試験成績表にまとめられている。 ☐ ハルプ類の平時の状態を示すラベルなどが見やすい状態で表示している。 ☐ 計器類に運転時の適用範囲を見やすく表示している。 ☐ 回転部や高温部等の危険箇所に表示又は防護を施している。 ☐ 構造物の劣化状況をよく把握して、適切な対策を施している。 ☐ 現地状況を勘案し施工方法等について提案を行うなど、積極的に取り組んでいる。 ☐ その他（理由：_____） ●判断基準 評価値が90%以上・・・a 評価値が80%以上90%未満・・・b 評価値が80%未満・・・c				
		①当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。 また、必要があれば緑色表記の項目を追加する。 ②項目数を変更する場合は、変更後の評価項目数を母数として計算した比率（%）計算の値で評価する。 ③評価値（ ）＝$\frac{\text{該当項目数}}{\text{評価対象項目数}}$（ ） ④なお、項目削除による評価対象項目数が2項目以下の場合にはc評価とする。				

考査項目別運用表

考査項目	種 別	a	b	c	d	e
3. 出来形及び 出来ばえ	Ⅱ. 品質 電気設備工事 ※上記欄によらず、 当該欄で評価	☐ 適切である	☐ ほぼ適切である	☐ 他の評価に該当しない	品質関係の測定方法又は測定値が ☐ 不適切であったため、監修員が文 書で改善指示を行った。	契約書第17条に基づき、監修員 ☐ が改善請求を行った。
		「評価対象項目」 ☐ 製作着手前に、品質や性能の確保に係る技術検討を実施している。 ☐ 材料、部品の品質照合の結果が、品質保証書等（検物照合を含む）で確認でき、設計図書仕様を満足している。 ☐ 機器の設置、機能及び性能が、設計図書を満足し、成績書にまどめている。 ☐ 操作スイッチや表示灯が承認図書のとおりに配置され、操作性に優れている。 ☐ ケーブル及び配管の接続などの作業が施工計画書に記載された手順に沿って行われ、不具合が無い。 ☐ 設備の機能及び性能が設計図書の仕様を満足している。 ☐ 操作制御関係の機能及び性能が、仕様を満足している。 ☐ 設備の総合性能が、設計図書の仕様を満足している。 ☐ 現場条件によって機器(製品)の機能及び性能が確認できない場合において、工場試験などで確認している。 ☐ 設備全体についての取扱説明書を工夫し作成（修繕（改造・更新含む）の場合は、修正又は更新）している。 ☐ 完成図書で定期的な点検や交換を要する部品及び箇所を明示している。 ☐ 設備の構造において、点検や消耗品の取替え作業が容易にできるよう工夫している。 ☐ その他（理由：_____）				
		●判断基準 評価値が90%以上・・・a 評価値が80%以上90%未満・・・b 評価値が80%未満・・・c				
		①当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。 また、必要があれば「その他」の項目を追加する。 ②項目数を要する場合は、変更後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③評価値（％）＝ $\frac{\text{該当項目数}}{\text{評価対象項目数}} \times 100$ ④なお、項目削除による評価対象項目数が2項目以下の場合にはc評価とする。				
Ⅱ. 品質 維持・修繕工事 ※上記欄によらず、 当該欄で評価		☐ 適切である	☐ ほぼ適切である	☐ 他の評価に該当しない	品質関係の測定方法又は測定値が ☐ 不適切であったため、監修員が文 書で改善指示を行った。	契約書第17条に基づき、監修員 ☐ が改善請求を行った。
		「評価対象項目」 ☐ 常に緊急的な作業に対処できる体制を整えている。 ☐ 緊急的な作業に対し、迅速に対処している。 ☐ 監修員の指示事項に対し、現地状況を勘案し、施工方法や構造について提案を行うなど、積極的に取り組んでいる。 ☐ 施工後のメンテナンスに対する障害や修繕サイクル等を勘案した提案等を行っている。 ☐ その他（理由：_____） ☐ その他（理由：_____） ☐ その他（理由：_____） ☐ その他（理由：_____）				
		●判断基準 ※該当項目が6項目以上・・・a ※該当項目が4項目以上・・・b ※該当項目が3項目以下・・・c 注 記載の4項目を必須の評価対象項目とし、この他に適宜項目を追加して評価するものとする。				

別紙-1⑤2 (監査員) 考査項目別運用表

考査項目	細 別	a	b	c	d	e	
3. 出来形及び出来ばえ	II. 品質 解体工事 ※上記欄によらず、当該欄で評価	☐ 適切である 「評価対象項目」 ☐ 施工計画書に定められた計画により管理されている。 ☐ 付着物の除去を積極的に行っている。 ☐ 解体資材の再資源化、又は、リユースや有効物化に積極的に取り組んでいる。 ☐ 中間処理施設への搬出状況について、写真などでの的確に確認できる。 ☐ 埋設物の除去状況及び記録が適切である。 ☐ 工事場所周辺の家屋調査等の記録が整備されている。 ☐ 事前に解体物の材料についてアスベスト等の含有の有無の確認を行っている。 ☐ アスベスト含有建材の搬去にあたり必要な安全措置等を行っている。 ☐ 騒音・振動・粉じん防止等の措置が適切に行われたことが確認できる。 ☐ 特別管理産業廃棄物の現場保管が適切に行われている。 ☐ 埋め戻し材の品質が適切である。 ☐ その他（理由）：	☐ ほぼ適切である	☐ 他の評価に該当しない	☐ 処分量や残存物の確認等が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行った。	☐ 契約書第17条に基づき、監督員が改善請求を行った。	
		●判断基準 評価値が90%以上・・・a 評価値が80%以上90%未満・・・b 評価値が80%未満・・・c	①当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。 また、必要があれば「その他」の項目を追加する。 ②項目数を変更する場合は、変更後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③評価値（％）＝該当項目数（ ）／評価対象項目数（ ） ④なお、項目削除による評価対象項目数が2項目以下の場合にはc評価とする。				☐ 特定建設資材の再資源化等が不適である。

考查項目別運用表

発 5-27

調査項目別運用表

調査項目	細 別	a	b	c	d	e
2. 施工状況	Ⅱ. 工程管理	☐ 優れている	☐ やや優れている	☐ 他の評価に該当しない	☐ やや劣っている	☐ 劣っている
●評価対象項目 ☐ 隣接する他の工事などとの工程調整に取り組み、遅れを発生させることなく工事を完成させた。 ☐ 地元及び関係機関との調整に取り組み、遅れを発生させることなく工事を完成させた。 ☐ 工程管理を適切に行なったことにより、休日や夜間工事の回避等を行い、地域住民に公共工事に対する好印象を与えた。 ☐ 工程管理に係る積極的な取り組みが見られた。 ☐ 災害復旧工事など特に工期的な制約がある場合において、余裕をもって工事を完成させた。 ☐ 工事施工箇所が広範囲に点在している場合において、工程管理を的確に行い、余裕をもって工事を完成させた。 ☐ 連休2日を確保する工程計画を立て、実現した。(※) ☐ 連休2日を確保する工程計画を立て、完全連休2日を実現した。(※) ☐ その他(理由: _____) ●判断基準 上記該当項目を総合的に判断して、a、b、c、d、e評価を行う。 ※ 連休2日相当を実現した場合は1項目、完全連休2日を実現した場合は2項目にチェックする。 用語の定義は「施工者希望型連休2日工事実施要領」による						
Ⅲ. 安全対策		☐ 優れている	☐ やや優れている	☐ 他の評価に該当しない	☐ やや劣っている	☐ 劣っている
●評価対象項目 ☐ 建設労働災害及び大規模災害の防止に向けた取り組みが顕著であった。 ☐ 安全衛生を確保するための管理体制を整備し、組織的に取り組んだ。 ☐ 安全衛生を確保するため、他の模範となるような活動に積極的に取り組んだ。 ☐ 安全対策に関する技術開発や創意工夫に取り組んだ。 ☐ 安全協議会での活動に積極的に取り組んだ。 ☐ 安全対策に係る取り組みが地域から評価された。 ☐ その他(理由: _____) ●判断基準 上記該当項目を総合的に判断して、a、b、c、d、e評価を行う。						

考査項目別運用表

考査項目	細別	
4. 工事特性	I 施工条件等への対応	I 構造物の特殊性への対応 □ 1. 対象構造物の高さ、延長、施工（部）面積、施工強度等の規模が特殊な工事 □ 2. 対象構造物の形状が複雑であることなどから、施工条件が特に変化する工事 □ 3. その他 I 評点 ____ 点（上記の対応事項に1つ以上し点が付けば4点の加点） II 都市部等の作業環境、社会条件等への対応 □ 4. 地盤の変形、近接構造物、地中埋設物への影響に配慮する工事 □ 5. 周辺環境条件により、作業条件、工程等に大きな影響を受ける工事 □ 6. 周辺住民等に対する騒音・振動を特に配慮する工事 □ 7. 現道上での交通規制に大きく影響する工事 □ 8. 緊急時に対応が特に必要な工事 □ 9. 施工箇所が広範囲にわたる工事 □ 10. その他（_____） II 評点 ____ 点（上記の対応事項に1つ以上し点が付けば6点の加点）
		(1. について) 切土の土工量：20万m³以上、盛土の土工量：15万m³以上、護岸・築堤の平均高さ：10m以上、トンネル（砂・砂・砂）の直径：8m以上、ダム用水門の設計水深：25m以上、樋門又は樋管の内空断面積：15m²以上、擁排水構造物の吐出管径：2,000mm以上、護又は水門の最大径間長：25m以上、護又は水門の径間数：3径間以上、護又は水門の扉体面積：50m²以上、トンネル開削工法の掘削深さ：20m以上、トンネルNATMの内空平均面積：100m²以上、トンネル（沈没工法）の内空平均面積：300m²以上、護岸の水深：10m以上、地滑り防止工：幅100m以上かつ延長150m以上、浚渫工の浚渫土量：100万m³以上、築路工の計画高水流量：500m³/s以上、砂防ダムの高さ：15m以上、ダムの高さ：150m以上、転流トンネルの流下能力：400m³/s以上、橋梁下部工の高さ：30m以上、橋梁上部工の最大支間長：100m以上 (2. について) ・砂防工事などにおいて、現地合わせに基づいて再設計が必要な工事。 ・鉄道に隣接した構造物の耐震補強工事又は河内内の流水部における構造物の撤去工事。 ・供用中の道路トンネルの拡幅工事。 (3. について) ・その他、構造物固有の難しさへの対応が特に必要な工事。 ・その他、技術固有の難しさへの対応が必要である工事。 ・地山強度が低い又は土質が薄いため、FEM解析などによる検討が必要な工事。 (4. について) ・供用中の鉄道又は道路と交差する構造物などの工事。 ・市街地等の家屋密集地での、鉄道又は道路をアンダーパスする工事。 ・監視などの結果に基づき、工法の変更を行った工事。 (5. について) ・ガス管、水道管、電線等の支障物件の移設について、施工工程の管理に特に注意を要した工事。 ・地元調整や環境対策などの制約が特に多い工事。 ・そのほか各種制約があり、施工に特に厳しい制約を受けた工事。 (6. について) ・市街地での夜間工事。 ・DID地区での工事。 (7. について) ・日交通量が概ね1万台以上の道路で片側交互通行の交通規制をした工事。 ・供用している自動車専用道路等の路上工事で、交通規制が必要な工事。 ・工事期間中の大半にわたって、交通開放を行うための規制協議の設置撤去を日々行った工事。 (8. について) ・緊急時の作業があり、その作業の全てに対応した工事。 (9. について) ・作業現場が広範囲に分布している工事。 (10. について) ・施工ヤードの広さや高さや高さ制限があり、機械の使用など施工に制約を受けた工事。 ・その他、周辺環境又は社会条件への対応が特に必要な工事。

調査項目別運用表

調査項目	細 別	
4. 工事特性	I 施工条件等への 対応	III 厳しい自然・地盤条件等への対応 □ 11. 特殊な地盤条件への対応が必要ない工事 □ 12. 雨・雪・風・気温・気圧・気象等の自然条件の影響が大きい工事 □ 13. 急峻な地形及び土石流危険浸没域内の工事 □ 14. 動植物等の自然環境の保全に特に配慮しなければならない工事 15. 条件明示の有無に係わらず、当初発注時点で予期しえなかった工事 □ 件や地下水が掘削で確認される等の理由により、大幅な変更対応が必要となった工事 □ 16. その他 () III 評価 ____点 (上記の対応事項に1つ以上し点が付けば4点の加点)
		IV 長期工事における安全確保への対応 17. 12ヶ月を超える工期で、事故がなく完成した工事 (全面一時中止期間は □ 除く) ※但し、文書注釈に至らない事故は除く。 □ 18. その他 () IV 評価 ____点 (上記の対応事項に1つ以上し点が付けば6点の加点)
		V 連休2日への取組み □ 19. 連休2日を確保する工程計画を立て、連休2日を実施した。(3点) □ 20. 連休2日を確保する工程計画を立て、完全連休2日を実施した。(3点) V 評価 ____点 (上記の対応事項の合計点を加点 最大6点)
	評 価	評価合計 ____ 点
		合計が20点以上の場合は20点とする

※1 工事特性は、最大20点の加点とする。

※2 評価にあたっては主任監査員等の意見も参考に評価する。

別紙-2③ (総合監査員等)

別紙-2③ (総合監査員等)

考 査 項 目	細 別	a	a'	b	b'	c
6. 社会性等	I. 地域への貢献等	☐ 優れている ☐ 評価対象項目 ● 評価対象項目 ☐ 周辺環境への配慮に積極的に取り組んだ。 ☐ 定期的に広報紙の配布や現場見学会等を実施して、積極的に地域とのコミュニケーションを図った。 ☐ 道路清掃などを積極的に実施し、地域に貢献した。 ☐ 地域が主催するイベントへ積極的に参加し、地域とのコミュニケーションを図った。 ☐ 災害時などにおいて、地域への支援又は行政などによる救済活動への積極的な協力を行った。 ☐ 現場事務所や作業現場の環境を周辺地域との景観に合わせるなど、積極的に周辺地域との調和を図った。 ☐ 連休2日を確保するために持事すべき取組みを行った。 (道路利用者・地域住民等への周知説明、下請会社等との調整) ☐ その他 (理由: _____) ☐ その他 (理由: _____) ☐ その他 (理由: _____)	☐ bより優れている ☐ やや優れている	☐ cより優れている ☐ 他の評価に該当しない		

判断基準
※上記該当項目を総合的に判断して、a、a'、b、b'、c評価を行う。

工事しゅん工書類の簡素化のため、必要以上の書類作成を理由に加点評価はしない。
簡素化の観点から、社会性等の実施状況の受付は、1工事につき7項目を上限とする。

別紙-2④ (機械監理員等)		考査項目別運用表																															
考査項目		法令遵守等の該当項目一覧表																															
7. 法令遵守等		<table><thead><tr><th></th><th>措 置 内 容</th><th>措置点数</th></tr></thead><tbody><tr><td>☐</td><td>1. 入札参加停止3ヶ月以上</td><td>-20点</td></tr><tr><td>☐</td><td>2. 入札参加停止2ヶ月以上3ヶ月未満</td><td>-15点</td></tr><tr><td>☐</td><td>3. 入札参加停止1ヶ月以上2ヶ月未満</td><td>-13点</td></tr><tr><td>☐</td><td>4. 入札参加停止2週間以上1ヶ月未満</td><td>-10点</td></tr><tr><td>☐</td><td>5. 文書注釈相当</td><td>-8点</td></tr><tr><td>☐</td><td>6. 口頭注釈相当</td><td>-5点</td></tr><tr><td>☐</td><td>7. 工事関係者事故又は公害災害が発生したが、当該事故に係る安全管理の措置の不適切な程度が軽微なため、口頭注釈以上の処分が行われなかった場合</td><td>-3点</td></tr><tr><td>☐</td><td>8. その他</td><td></td></tr><tr><td>☐</td><td>9. 項目該当なし</td><td></td></tr></tbody></table> 総合評価格付方式における技術等排棄型（Ⅱ型急む）の提案項目で、受注者の真により履行されなかった項目 ☐① () ☐② () ☐③ () ☐④ () ☐⑤ ()			措 置 内 容	措置点数	☐	1. 入札参加停止3ヶ月以上	-20点	☐	2. 入札参加停止2ヶ月以上3ヶ月未満	-15点	☐	3. 入札参加停止1ヶ月以上2ヶ月未満	-13点	☐	4. 入札参加停止2週間以上1ヶ月未満	-10点	☐	5. 文書注釈相当	-8点	☐	6. 口頭注釈相当	-5点	☐	7. 工事関係者事故又は公害災害が発生したが、当該事故に係る安全管理の措置の不適切な程度が軽微なため、口頭注釈以上の処分が行われなかった場合	-3点	☐	8. その他		☐	9. 項目該当なし	
	措 置 内 容	措置点数																															
☐	1. 入札参加停止3ヶ月以上	-20点																															
☐	2. 入札参加停止2ヶ月以上3ヶ月未満	-15点																															
☐	3. 入札参加停止1ヶ月以上2ヶ月未満	-13点																															
☐	4. 入札参加停止2週間以上1ヶ月未満	-10点																															
☐	5. 文書注釈相当	-8点																															
☐	6. 口頭注釈相当	-5点																															
☐	7. 工事関係者事故又は公害災害が発生したが、当該事故に係る安全管理の措置の不適切な程度が軽微なため、口頭注釈以上の処分が行われなかった場合	-3点																															
☐	8. その他																																
☐	9. 項目該当なし																																

- ① 本考査項目（7. 法令遵守等）で評価する事例は、施工にあたって工事関係者が下記の遵処事例で上表の措置があった場合に適用する。
- ② 「施工」とは、請負契約書の記載内容（工事項、工期、施工箇所等）を履行することに限定する。
- ③ 「工事関係者」とは、当該工事現場に従事する現場代理人、監理技術者、主任技術者、品質証明員、請負会社の現場従事職員及び当該工事にあたって下請契約し、それを履行するために従事する者に限定する。
- ④ 総合評価格付方式における技術等排棄型（Ⅱ型急む）の提案項目が、受注者の真により履行されなかった場合は、右表でチェックの上、原則として1項目の不履行につき3点の減点を行う。
- 総合評価格付方式において、配置技術者を途中で変更する際、当初配置技術者の加点項目（資格等、実績等、継続教育、電子納品）を1項目でも満足できなかった場合、3点の減点を行う。なお、複数項目を満足しない場合の減点の加算は行わない。
- 上記については、8. その他の項目で減する措置を行う。

【上記で評価する場合の遵処事例】

1. 入札前に提出した調査資料などにおいて、虚偽の事実が判明した。
2. 承認なしに権利又は義務を第三者に譲渡又は承継した。
3. 使用人に関する労働条件に問題があり送致された。
4. 産業廃棄物処理法に違反する不法投棄、砂利採取法に違反する無許可採取等の関係法令に違反する事実が判明した。
5. 当該工事関係者が建設院などにより逮捕又は公示された。
6. 一括下請や技術者の専任違反等の建設業法に違反する事実が判明した。
7. 入国管理法に違反する外国人の不法就労者が判明し、送致された。
8. 労働基準法に違反する事実が判明し、送致された。
9. 監禁又は拘束の実態を、不当な圧力をかけるなどにより助けた。
10. 下請代金を期日以内に支払っていない、不当に下請代金の額を減しているなど下請代金支払遅延等防止法第4条に規定する請負業者の遵守事項に違反する行為がある。
11. 通商航路等の道路交通法違反により、逮捕又は送致された。
12. 受注企業の社員に「指定暴力団」又は「指定暴力団の傘下組織（団体）」に所属する構成員、準構成員、企業舎弟等の暴力団関係者がいることが判明した。
13. 下請に暴力団関係企業が入っていることが判明した。あるいは、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第9条に記されている砂利、砂、防音シート、重手等の物品の納入、土木作業員やガードマンの受け入れ、土木作業員用の自動販売機の設置等を行っている事実が判明した。
14. 安全管理が不適切であったことから死傷者を生じさせた工事関係者事故又は重大な損害を与えた公害損害事故を起こした。

検査項目別運用表

考査項目	編 別	a	b	c	d	e
2. 施工状況	1. 施工管理	☐ 覆れている 「評価対象項目」 ☐ 図説書第18条第1項第1号～5号に基づく設計図書の照査を行っていることが確認できる。 ☐ 施工計画書が工事着手前に提出され、所定の項目が記載されているとともに、設計図書の内容及び現場条件を反映したのものとなっていることが確認できる。 ☐ 工事期間を通じて、施工計画書の記載内容と現場施工方法が一致していることが確認できる。 ☐ 現場条件又は計画内容に変更が生じた場合は、その都度当該工事着手前に変更計画書を提出していることが確認できる。 ☐ 工事材料の品質に影響が無いよう工事材料を保管していることが確認できる。 ☐ 立会確認の手続きを事前に行っていることが確認できる。 ☐ 建設副産物の再利用等への取り組みを行っていることが確認できる。 ☐ 施工体制台帳及び施工体系図を法令等に沿った内容で適確に整備していることが確認できる。 ☐ 下請に対する引き取り（完済）様子を書面で実施していることが確認できる。 ☐ 品質証明体制が確立され、品質証明図による関係書類、出来形、品質等の確認を工事全般にわたって行っていることが確認できる。 ☐ 工事の関係書類を不足なく簡潔に整理していることが確認できる。 ☐ 社内の管理基準に基づき管理していることが確認できる。 ☐ その他（理由： _____）	☐ やや覆れている ☐ やや劣っている ☐ 施工管理について、監督員が文書による改善指示を行った。	☐ やや劣っている ☐ 施工管理について、監督員が文書による改善指示を行った。	☐ 劣っている ☐ 施工管理について、監督員からの文書による改善指示に従わなかった。	

①当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。
また、必要であれば「その他」の項目を追加する。
②項目数を変更する場合は、変更後の評価項目数を母数として計算した比率（％）計算の値で評価する。
③評価値（ ％）＝該当項目数（ ）／評価対象項目数（ ）
④なお、項目削除による評価対象項目数が2項目以下の場合にはc評価とする。

●判断基準
評価値が90％以上 a
評価値が80％以上90％未満 b
評価値が80％未満 c

①当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。
また、必要があれば「その他」の項目を追加する。
②項目数を変更する場合は、変更後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③評価面 (%) = 該当項目数 () / 評価対象項目数 ()
④なお、項目削除による評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。

●判断基準
評価値が90%以上 a
評価値が80%以上90%未満 b
評価値が80%未満 c

考査項目別運用表

審査項目	細 別	a	a'	b	b'	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ	I. 出来形	出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われ、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね50%以内で、下記の「評価対象項目」の4項目以上が該当する。	出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われ、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね50%以内で、下記の「評価対象項目」の3項目以上が該当する。	出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われ、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね80%以内で、下記の「評価対象項目」の2項目以上が該当する。	出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われ、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね80%以内で、下記の「評価対象項目」の2項目以上が該当する。	出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われ、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね80%以内で、下記の「評価対象項目」の2項目以上が該当する。	出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が文書で指示を行い改善された。	出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。
		「評価対象項目」 - 出来形管理が容易に把握できるよう、出来形管理図及び出来形管理表を工夫していることが確認できる。 - 社内での管理基準に基づき管理していることが確認できる。 - 不可増部分の出来形が写真で確認できる。 - 写真管理基準の管理項目を満足している。 - 出来形管理基準が定められていない工種について、監督員と協議の上で管理していることが確認できる。 - その他（理由： ） 【ばらつきの判断は別紙-4参照】 ①出来形は、工事全般を通じて評価するものとする。 ②出来形とは、設計図面に示された工事目的物の形状及び寸法をいう。 ③出来形管理とは、「土木工事施工管理基準」の測定項目、測定基準及び規格値に基づき所定の出来形を確保する管理体系である。 ④出来形管理項目を設定していない工種は「c」評価とする。 ※ばらつき評価は、「土木工事施工管理基準」により管理図表の作成する測定数10点以上のものを行うものとする。 ※ばらつき評価がでない測定数10点未満の場合は、右記「特別評価対象項目」により評価する。						「特別評価対象項目」 - 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われ、測定値が規格値を満足している。 - 測定値全ての誤差が、その規格値の50%以内である。 - 左記評価対象項目の4項目以上が該当する。 ●測定数10点未満の場合の判断基準 評価項目が3項目・・・b 評価項目が2項目・・・b' 評価項目が1項目・・・c
I. 出来形	機械設備工事 ※上記欄によらず、当該欄で評価	a 優れている ☐ 優れている ☐ bより優れている 設備全般にわたる、形状及び寸法の実測値が許容範囲内であり、出来形の確認ができる。 施工管理基準の撮影記録が撮影基準を満足し、出来形の確認ができる。 設計図書で定められていない出来形管理項目について、監督員と協議の上で管理していることが確認できる。 不可増部分の出来形が写真で確認できる。 連絡管理基準の連絡管理が適切にまとめられており、出来形の確認ができる。 河内管理基準の出来形管理が適切にまとめられており、出来形の確認ができる。 社内での管理基準に基づき管理していることが確認できる。 設計図書に定められている予備品に不足が無いことが確認できる。 分解整備における破損部品等の摩耗、損傷等について、整備前と整備後の老朽状況及び回復状況が図表等に記録していることが確認できる。 その他（理由： ）	a' ☐ bより優れている	b ☐ やや優れている	b' ☐ cより優れている ☐ cより優れている	c ☐ 他の評価に該当しない	d ☐ やや劣っている 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が文書で指示を行い改善された。 ※上記項目に該当があれば・・・d	e ☐ 劣っている 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。 ※上記項目に該当があれば・・・e
		●判断基準 評価値が90%以上・・・a 評価値が80%以上90%未満・・・a' 評価値が70%以上80%未満・・・b 評価値が60%以上70%未満・・・b' 評価値が60%未満・・・c						①当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。 また、必要があれば「その他」の項目を追加する。 ②項目数を変更する場合は、変更後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③評価値（ ）%＝該当項目数（ ）／評価対象項目数（ ） ④なお、項目削除による評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。

考査項目別運用表

考査項目	細 別	a	a'	b	b'	c	d	e	
3. 出来形及び出来はえ	I. 出来形	☐ 優れている	☐ bより優れている	☐ やや優れている	☐ cより優れている	☐ 他の評価に該当しない	☐ やや劣っている	☐ 劣っている	
	電気設備工事 通信設備工事・受変 電設備工事 ※上記欄によらず、 当該欄で評価	☐ 取付に関する出来形管理が容易に把握できるよう、出来形管理図などを工面していることが確認できる。 ☐ 構図等の測定（試験）結果が、その都度管理図表などに記録され、適切に管理していることが確認できる。 ☐ 写真管理基準の管理項目を満足している。 ☐ 不可損部分の出来形が写真で確認できる。 ☐ 設計図書で定められていない出来形管理項目について、監督員と協議の上で管理していることが確認できる。 ☐ 設備全線にわたる、形状、寸法の実測値が既設図面と一致していることが確認できる。 ☐ 設備の据付、固定方法、設計図書又は承認図面通りの搬設していることが確認できる。 ☐ 配管及び配線が設計図書又は承認図面通りの搬設していることが確認できる。 ☐ 所先などを表示した名称が、ケーブルなどに分かり易く堅固に取り付けられている。 ☐ 配管及び配線の支持間隔や絶縁抵抗率について、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ 社内管理基準に基づき管理していることが確認できる。 ☐ その他（理由： ）						☐ 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。	☐ 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行った。
		●判断基準 評価値が90%以上 ・・・a' 評価値が80%以上90%未満 ・・・a 評価値が70%以上80%未満 ・・・b 評価値が60%以上70%未満 ・・・b' 評価値が60%未満 ・・・c						☐ 劣っている	☐ 劣っている
I. 出来形	解体工事	☐ 優れている	☐ bより優れている	☐ やや優れている	☐ cより優れている	☐ 他の評価に該当しない	☐ やや劣っている	☐ 劣っている	
	※上記欄によらず、 当該欄で評価	「評価対象項目」 ☐ 自社の管理基準を設定して、適切に管理している。 ☐ 自社の写真管理基準を設定し、解体物の撤去前後の写真により、確実に撤去されたかを確認できる。 ☐ 解体物の材質種別と処理方法が確認できる。 ☐ 不可損部分における工作物の除去状況及び残存工作物の状況を写真撮影している。 ☐ 解体物の処理毎に排出量、汚濁処理量、その他処分量が的確に確認できる。 ☐ 混合廃棄物を排出しない分別解体に積極的に取り組んでいる。（数量によらない） ☐ 現場から搬出する解体物を事前に計量している。（原則として建築物） ☐ 現場から搬出する解体物を事前に検閲を行っている。（原則として土木構築物） ☐ 理め直しが適切に行われたことが確認できる記録が整備されている。 ☐ その他（理由： ）						☐ 監督員が文書で改善指示を行い改善された。	☐ 文書による改善指示を行った。 ☐ マニフェスト等に不備があった。
		●判断基準 評価値が90%以上 ・・・a' 評価値が80%以上90%未満 ・・・a 評価値が70%以上80%未満 ・・・b 評価値が60%以上70%未満 ・・・b' 評価値が60%未満 ・・・c						☐ 劣っている	☐ 劣っている
		①当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。 また、必要があれば「その他」の項目を追加する。 ②項目数を変更する場合は、変更後の評価項目数を母数として計算した比率（%）計算の値で評価する。 ③評価値（ % ）＝該当項目数（ ）／評価対象項目数（ ） ④なお、項目削除による評価対象項目数が2項目以下の場合にはc評価とする。						☐ 劣っている	☐ 劣っている
		●判断基準 評価値が90%以上 ・・・a' 評価値が80%以上90%未満 ・・・a 評価値が70%以上80%未満 ・・・b 評価値が60%以上70%未満 ・・・b' 評価値が60%未満 ・・・c						☐ 劣っている	☐ 劣っている
		①当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。 また、必要があれば「その他」の項目を追加する。 ②項目数を変更する場合は、変更後の評価項目数を母数として計算した比率（%）計算の値で評価する。 ③評価値（ % ）＝該当項目数（ ）／評価対象項目数（ ） ④なお、項目削除による評価対象項目数が2項目以下の場合にはc評価とする。						☐ 劣っている	☐ 劣っている

●判断基準

評価値が90%以上・・・a'
 評価値が80%以上90%未満・・・a
 評価値が70%以上80%未満・・・b
 評価値が60%以上70%未満・・・b'
 評価値が60%未満・・・c

①当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。
 また、必要があれば「その他」の項目を追加する。
 ②項目数を変更する場合は、変更後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の面で評価する。
 ③評価値(%) = 当該項目数() / 評価対象項目数()
 ④なお、項目削除による評価対象項目数が2項目以下の場合にはc評価とする。

考査項目別運用表

審査項目	種 別	a	a'	b	b'	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ	Ⅱ. 品質	品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ □（関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験） ※【ばらつき】の判断は別紙-4参照						品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。
	コンクリート構造物工事	「評価対象項目」 □ コンクリートの配合試験及び試験繰り返しを行い、コンクリートの品質（強度・w/c、最大骨材粒径、硬化物総量、単位水量、アルカリ骨材反応抑制率）が確認できる。 □ コンクリート受入れ時に必要な試験を実施しており、温度、スランプ、空気量等の測定結果が確認できる。 □ 圧縮強度試験に使用したコンクリート供試体が、当該処理の供試体であることが確認できる。 □ 施工条件や気象条件に適合した運搬時間、打設時の投入高さ及び振動方法が、定められた条件を満足していることが確認できる。 （表中及び表中コンクリート等を含む） □ コンクリートの圧縮強度を管理し、必要な強度に達した後に型枠及び支保工の取り外しを行っていることが確認できる。 □ コンクリートの打設前に、打継ぎ目処理を適切に行っていることが確認できる。 □ 鉄筋の品質が、証明書類で確認できる。 □ コンクリート打設までにさび、どろ、油等の有害物が鉄筋に付着しないよう管理していることが確認できる。 □ 鉄筋の組立及び加工が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 □ 圧接作業に当たり、作業員の技術確認を行っていることが確認できる。 □ コンクリートの養生が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 □ スーパーの品質及び級数が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 □ 有害なクラックが無い。 □ その他（理由：_____）						品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。
注：試験結果の打点数等が少なくばらつきを判断できない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。								
Ⅱ. 品質	土工事（切土、盛土、盛土工事）	a	a'	b	b'	c	d	e
		品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ □（関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験） ※【ばらつき】の判断は別紙-4参照						品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。
「評価対象項目」 □ 雨水による崩壊が起こらないように、排水対策を実施していることが確認できる。 □ 段切りを設計図面に基づき行っていることが確認できる。 □ 崩壊のための規制を行うにあたり、掘削面以下を乱さないように施工していることが確認できる。 □ 掘削面が設計図面に定められた条件を満足していることが確認できる。 □ 一層あたりのまき出し厚を管理していることが確認できる。 □ 芝付け及び種子交付を設計図面に定められた条件で行っていることが確認できる。 □ 構造物周辺の締めを設計図面に定められた条件で行っていることが確認できる。 □ 土留土の土質が設計図書を満足していることが確認できる。 □ CBR試験などの品質管理に必要な試験を行っていることが確認できる。 □ 法面に有害な亀裂が無い。 □ 伐除除根作業が設計図面に定められた条件を満足していることが確認できる。 □ その他（理由：_____）								
注：試験結果の打点数等が少なくばらつきを判断できない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。								

考査項目別運用表

考査項目	細 別	a	a'	b	b'	c	d	e																							
3. 出来及び出来はえ	II. 品質	品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ □（関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験） ※【ばらつき】の判断は別紙-4参照							品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。																						
	護岸・根固・水制工事	「評価対象項目」 □ 施工面を平滑に仕上げていることが確認できる。 □ 護込材及び締込めコンクリートの締固めを、空留が生じないよう十分にを行っていることが確認できる。 □ 緑化ブロック、石積（張）、法杭、かこマット等にかみ合わせが設計図書の仕様と一致していることが確認できる。 □ 石積（張）工において、大きさ及び重さが設計図書の仕様と一致していることが確認できる。 □ 護岸工の隅部や曲線部の処理が適切であり、必要な強度及び水密性を確保していることが確認できる。 □ 透水シートが指定の幅で重ね合わせられ、隅部処理が設計図書の仕様と一致していることが確認できる。 □ 樹生工で、樹生の種類、品質、配合及び養生が、設計図書の仕様と一致していることが確認できる。 □ 根固工、水制工、沈床工、落石工等において、材料の連結及びかみ合わせが設計図書の仕様と一致していることが確認できる。 □ 指定材料の品質が、証明書類で確認できる。 □ 基礎工において、掘り過ぎが無く施工していることが確認できる。 □ コンクリートブロック等を損傷無く設置していることが確認できる。 □ 施工にあたって、床面箇所の湧水及び排水等は、排除して施工していることが確認できる。 □ 埋戻し材料について、設計図書の仕様と一致していることが確認できる。 □ 有害なクラックが無い。 □ その他（理由：_____）							<table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>ばらつきで判断可能</th></tr> <tr> <th></th><th>50%以下</th><th>80%以下</th><th>80%を超える</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>評価値</td><td>a</td><td>a'</td><td>b</td></tr> <tr> <td>評価値</td><td>a'</td><td>b</td><td>b'</td></tr> <tr> <td>評価値</td><td>b</td><td>b'</td><td>c</td></tr> <tr> <td>評価値</td><td>b'</td><td>c</td><td>c</td></tr> </tbody> </table>		ばらつきで判断可能		50%以下	80%以下	80%を超える	評価値	a	a'	b	評価値	a'	b	b'	評価値	b	b'	c	評価値	b'	c	c
	ばらつきで判断可能																														
	50%以下	80%以下	80%を超える																												
評価値	a	a'	b																												
評価値	a'	b	b'																												
評価値	b	b'	c																												
評価値	b'	c	c																												
	II. 品質	品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ a □（関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験） ※【ばらつき】の判断は別紙-4参照 「評価対象項目」 【工機製作関係】 □ 鋼材の選別を、品質を証明する書類又は現物により照合していることが確認できる。 □ 溶接作業にあたり、作業員の技術確認を行っていることが確認できる。 □ 溶接作業にあたり、溶接材料の使用区分が設計図書の仕様と一致していることが確認できる。 □ 溶接施工に係る施工計画書を提出していることが確認できる。 □ 孔空けによって生じたまぐれが削り取られているなど、きめ細やかに製作していることが確認できる。 □ 欠陥部の発生が見られないことが確認できる。 □ 塗装作業にあたり、塗布面を十分に乾燥させて施工していることが確認できる。 □ 鋼材の選別を行う場合、第1種ケレン後4時間以内に金属防錆処理を実施していることが確認できる。 □ 塗料の交趾管理について、写真等で適量に空であることが確認できる。 □ 塗料の品質が出荷証明書、塗料成績表により、製造年月日、ロット番号、色彩、数量が確認できる。 □ その他（理由：_____） 【架設関係】 □ ボルトの締付確認が実施され、記録を保管していることが確認できる。 □ ボルトの締付確認及び測定機器のキャリブレーションを実施していることが確認できる。 □ 高力ボルトの締め付けを、中心から外側に向かって行っていることが確認できる。 □ 高力ボルトの品質が、証明書類で確認できる。 □ 架設の順序で、コンクリート面の手ピッキング及び仕上げ面に水切配が施されていることが確認できる。 □ 架設にあたって、部材の耐力と形状等を十分検討していることが確認できる。 □ 架設に用いる仮設脚及び架設用材について品質、性能が確認できる規模及び強度を有していることが確認できる。 □ 現場作業部のケレン及び機具管理を適切に行っていることが確認できる。 □ 現場作業において、温度、湿度、風速等の確認を行っていることが確認できる。 □ その他（理由：_____）							品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行い改修された。 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行い改修された。																						
	II. 品質	品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ a □（関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験） ※【ばらつき】の判断は別紙-4参照 「評価対象項目」 【工機製作関係】 □ 鋼材の選別を、品質を証明する書類又は現物により照合していることが確認できる。 □ 溶接作業にあたり、作業員の技術確認を行っていることが確認できる。 □ 溶接作業にあたり、溶接材料の使用区分が設計図書の仕様と一致していることが確認できる。 □ 溶接施工に係る施工計画書を提出していることが確認できる。 □ 孔空けによって生じたまぐれが削り取られているなど、きめ細やかに製作していることが確認できる。 □ 欠陥部の発生が見られないことが確認できる。 □ 塗装作業にあたり、塗布面を十分に乾燥させて施工していることが確認できる。 □ 鋼材の選別を行う場合、第1種ケレン後4時間以内に金属防錆処理を実施していることが確認できる。 □ 塗料の交趾管理について、写真等で適量に空であることが確認できる。 □ 塗料の品質が出荷証明書、塗料成績表により、製造年月日、ロット番号、色彩、数量が確認できる。 □ その他（理由：_____） 【架設関係】 □ ボルトの締付確認が実施され、記録を保管していることが確認できる。 □ ボルトの締付確認及び測定機器のキャリブレーションを実施していることが確認できる。 □ 高力ボルトの締め付けを、中心から外側に向かって行っていることが確認できる。 □ 高力ボルトの品質が、証明書類で確認できる。 □ 架設の順序で、コンクリート面の手ピッキング及び仕上げ面に水切配が施されていることが確認できる。 □ 架設にあたって、部材の耐力と形状等を十分検討していることが確認できる。 □ 架設に用いる仮設脚及び架設用材について品質、性能が確認できる規模及び強度を有していることが確認できる。 □ 現場作業部のケレン及び機具管理を適切に行っていることが確認できる。 □ 現場作業において、温度、湿度、風速等の確認を行っていることが確認できる。 □ その他（理由：_____）							品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行い改修された。 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行い改修された。																						

調査項目別運用表

調査項目	細 別	a	a'	b	b'	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ	II. 品質	品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ （関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験） ※【ばらつき】の判断は別紙-4参照						品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。
	砂防構造物工事及び地すべり防止工事（集水井工事を含む）	「評価対象項目」 □ コンクリートの配合試験及び試験練りを行っており、コンクリートの品質（強度・w/c、最大骨材粒径、塩化物総量、単位水量、アルカリ骨材反応抑制等）が確認できる。 □ コンクリート受け入れ時に必要な試験を実施しており、温度、スランプ、空気量等の測定結果が確認できる。 □ 圧縮強度試験に使用したコンクリート供試体が、当該圧重の供試体であることが確認できる。 □ 運搬経路、打設時の投入高さ、練回時のパイプレンダの機構及び養生方法が、施工条件及び気象条件に適合しており、定められた条件を満足していることが確認できる。（運中及び着中コンクリート等を含む） □ コンクリートの圧縮強度を管理しており、必要な強度に達した後、型枠及び養生の取り外しを行っている。 □ 地山との取り合わせを適切に行っていることが確認できる。 □ 鉄筋及び鋼材の品質が、証明書等で確認できる。 □ 有害なクラックが無い □ その他（理由：_____） 【砂防構造物工事に適用】 □ コンクリート打設まで及び、どろ、油等の有害物が、鉄筋に付着しないよう管理していることが確認できる。 □ 鉄筋の組立及び加工が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 □ 施工裏面を平滑に仕上げていることが確認できる。 □ アンカーの施工が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 □ ボルトの締付確認が実施され、記録を保管していることが確認できる。 □ ボルトの締付機及び測定機器のキャリブレーションを実施していることが確認できる。 □ その他（理由：_____） 【地すべり防止工事（即止杭・集水井工事を含む）】 □ アンカーの施工が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 □ ライフ・レーンが、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 □ ライフ・レーンと地山との間隙が少なく、適切に配置して施工していることが確認できる。 □ 集水井・排水ボアリング工の方向及び角度が、適正となるように施工の配慮をしていることが確認できる。 □ 検尺については監督員の立会または指示により確認されている。 □ 地すべりの状況を把握し、掘削中の地盤構造、湧水等の記録が整備されている。 □ 保孔管が削孔直後に挿入されていることが確認できる。 □ その他（理由：_____）						品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が文書で指示を行い改善された。

	ばらつきで判断可能		ばらつきで判断可能	
	50%以下	80%以下	80%以下	80%を超える
評 価 値	90%以上	a	a'	b
	75%以上90%未満	a'	b	b'
	60%以上75%未満	b	b'	c
	60%未満	b'	c	c

注 試験結果の打点数等が少なくばらつきでの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。

①「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
 ②評価対象外項目の削除後は、削除後の評価項目数を母数として計算した比率（%計算の値（評価値）で評価する。
 ③評価値（ % ）＝ 該当項目数（ ）／ 評価対象項目数（ ）
 ④なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合にはc評価とする。
 ※ばらつき評価は、「土木工事施工管理基準」により管理図表の作成する測定値10点以上のものを行うものとする。

検査項目別運用表

検査項目	種別	a	a'	b	b'	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ	Ⅱ. 品質	品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ ※【ばらつき】の判断は別紙-4参照						品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が文書で指示を行い改善された。
	舗装工事	品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ ※【ばらつき】の判断は別紙-4参照						品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が文書で指示を行い改善された。

ばらつきで判断可能		ばらつきで判断不能	
90%以上	80%以下	80%以下	80%を超える
90%以上	a	a'	b
75%以上90%未満	a'	b	b'
60%以上75%未満	b	b'	c
60%未満	b'	c	c

①「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。

②評価対象外の削除後は、削除後の評価項目数を母数として計算した比率（%計算の値（評価値）で評価する。

③評価値（%）＝該当項目数（ ）／評価対象項目数（ ）

④なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。

※ばらつき評価は、「土木工事施工管理基準」により管理図表の作成する測定値10以上のものを行うものとする。

注 試験結果の打点数等が少なくなればばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。

注 試験結果の打点数等が少なすぎればらつきでの判断ができない場合は評価対象項目(評価値)だけで評価する。

①「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
②評価対象外項目の削除後は、削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%計算)で評価する。
③評価値(%)=該当項目数()/評価対象項目数()
④なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合にはc評価とする。
※ばらつき評価は、「土木工事施工管理基準」により管理図表の作成する測定値10点以上のものを行うものとする。

検査項目別運用表

検査項目	細 別	a	a'	b	b'	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ	II. 品質	品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ □（製造基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験） ※【ばらつき】の判断は別紙－4参照						品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。
	法面工事	【評価対象項目】 【共通】 □ 施工断面を平滑に仕上げていることが確認できる。（特に法枠工、コンクリート又はモルタル吹付工関係） □ 施工に際して、品質に悪くなる施工面の浮き石やゴミ等を除去してから施工していることが確認できる。 □ 盛土の施工にあたり、法面の崩壊が起らないよう、排水対策を実施していることが確認できる。 □ 雨水による崩壊が起らないように、排水対策を実施していることが確認できる。 □ その他（理由：） 【種子吹付工、盛土吹付工、構生基材吹付工関係】 □ 土壌試験の結果を施工に反映していることが確認できる。 □ ネットなどの境界に崩壊が生じていないことが確認できる。 □ ネットなどが破壊を生じていないことが確認できる。 □ 吹付け厚さが均等であることが確認できる。 □ 使用する材料の種類、品質、配合等が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 □ 施工時期が定められた条件を満足していることが確認できる。 □ その他（理由：） 【コンクリート又はモルタル吹付工関係】 □ 使用する材料の種類、品質及び配合が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 □ 金網の重ね幅が、10cm以上確保されていることが確認できる。 □ 金網が破壊を生じていないことが確認できる。 □ 吸水性の吹付け面において、事前に吸水させてから施工していることが確認できる。 □ 吹付け厚さが均等であることが確認できる。 □ 吹付け厚さに応じて2層以上に分割して施工し、層間にはく離が生じないように施工していることが確認できる。 □ 圧縮強度試験に使用したコンクリートの供試体が、当該現場の供試体であることが確認できる。 □ 不良箇所が生じないよう、地山に沿って巻き込んで施工していることが確認できる。 □ 法面の吹付けにあたり、地山に沿って巻き込んで施工していることが確認できる。 【現場打法枠工関係（プレキャスト法枠工を含む）】 □ 使用する材料の種類、品質及び配合が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 □ アンカを設計図書に記した長さで施工していることが確認できる。 □ 現場養生が、設計図書の仕様を満足するように実施されていることが確認できる。 □ 強度試験に使用したコンクリート供試体が当該現場の供試体であることが確認できる。 □ 枠内に空洞が無いことが確認できる。 □ 層間にはく離が無いことが確認できる。 □ 不良箇所が生じないよう、砕石等の材料の処理を行っていることが確認できる。 □ その他（理由：）						品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が文書で指示を行い改善された。
		評価値						ばらつきで判断可能
		90%以上		a		a'	b	b
		75%以上90%未満		a'		b	b'	b'
		60%以上75%未満		b		b'	c	c
		60%未満		b'		c	c	c

注 試験結果の打点数等が少なくばらつきでの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。

①「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
②評価対象外項目の削除後は、削除後の評価項目数を母数として計算した比率（%計算の値（評価値）で評価する。
③評価値（%）＝計算項目数（）／評価対象項目数（）
④なお、削除後の評価項目数が2項目以下の場合はc評価とする。
※ばらつき評価は、「土木工事施工管理基準」により管理図表の作成する測定数10個以上のものを行うものとする。

注 試験結果の打点数等が少なくばらつきでの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。

③「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
 ④評価対象外項目の削除後は、削除後の評価項目数を母数として計算した比率（%）計算の値（評価値）で評価する。

$$\text{評価値}(\%) = \frac{\text{該当項目数}}{\text{評価対象項目数}} \times 100$$

 ⑤なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合には評価とせず。
 ※ばらつき評価は、「土木工事施工管理基準」により管理図表の作成する測定数10点以上のものを行うものとする。

考査項目別運用表

考査項目	細 別	a	a'	b	b'	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ	II. 品質	品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ ☐ （関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験） ※【ばらつき】の判断は別紙-4 参照						品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。
	基礎工事及び地盤改良工事	「評価対象項目」 【杭関係（コンクリート・鋼管・掘削井筒、場所打、深礎等）】 ☐ 杭に損傷及び補修傷が無いことが確認できる。 ☐ 設計杭の打止め管理の方法及び場所打杭の施工管理の方法が整備されており、その記録を整理していることが確認できる。 ☐ 杭頭処理において、杭本体を損傷していないことが確認できる。 ☐ 水平度、杭頭強度が、設計図書を満足していることが確認できる。 ☐ 適切な品質管理に關して、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ 支持地盤に達していることが、掘削深さ、掘削土砂等により確認できる。 ☐ 場所打杭について、シミュレーションをコンクリート内にシミュレーションして施工していることが確認できる。 ☐ 掘削深度、浮出工砂、孔内水位の変動及び安定液面等の場合の孔内の安定液面を並びに比重等が、設計図書を満足していることが確認できる。 ☐ フライヤーテストの結果を立証にあり、鋼心と密に配線して施工していることが確認できる。 ☐ 養生材注入の圧力などが施工記録により確認できる。 ☐ 強度確認、セメントミルクの比重管理などの品質に關する事項の管理資料を整理していることが確認できる。 ☐ その他（理由：_____）						品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。
		【地盤改良関係】 ☐ 改良材のバッチ管理記録が整理され、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ セメントミルクの比重、スラリー噴出量、強度等の管理資料を整理していることが確認できる。 ☐ 事前に土質試験を実施し、改良材の選定、必要追加量の設定等を行っていることが確認できる。 ☐ 施工箇所が均一に改良されているとともに、十分な強度及び支持力を確保していることが確認できる。 ☐ その他（理由：_____）						

	ばらつきで判断可能	ばらつきで判断不可
	50%以下	80%以下
	50%以上	80%以上
評価	a	a'
値	a'	b'
値	b	c
値	b'	c

注 試験結果の打点数等が少なすぎた場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。

検査項目別運用表

検査項目	細 別	a	a'	b	b'	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ	II. 品質	品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ ☐ （関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験） ※【ばらつき】の判断は別紙－4参照						品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。
	コンクリート構上部工事（PC及びRCを対象）	「評価対象項目」 ☐ コンクリートの配合試験及び試験練りを行っており、コンクリートの品質（強度・w/c、膨大骨材粒径、塩化物総量、単位水量、アルカリ骨材反応抑制等）が確認できる。 ☐ コンクリート受け入れ時に必要な試験を実施しており、温度、スランプ、空気量等の測定結果が確認できる。 ☐ 圧縮強度試験に使用したコンクリートの供試体が、当該環境の供試体であることが確認できる。 ☐ 施工条件や気象条件に適した運搬時間、打設時の投入高さ及び締固め方法が、定められた条件を満たしていることが確認できる。（寒中及び雪中コンクリートを含む） ☐ コンクリートの圧縮強度を管理して、必要な強度に達した後、型枠及び支保工の取り外しを行っていることが確認できる。 ☐ 鉄筋の品質が、証明書等で確認できる。 ☐ 鉄筋の引張強度及び曲げ強度の試験値が、設計図書の仕様を満たしていることが確認できる。 ☐ コンクリート打設までに、さび、どろ、油等の有害物が鉄筋に付着しないよう管理していることが確認できる。 ☐ 圧接作業にあたり、作業員の技術確認を行っていることが確認できる。 ☐ 鉄筋の組立及び加工が、設計図書の仕様を満たしていることが確認できる。 ☐ コンクリートの養生が、設計図書の仕様を満たしていることが確認できる。 ☐ スベアムのプレプレクシオン管理が、設計図書の仕様を満たしていることが確認できる。 ☐ 使用する装置及び機器のキャリプレーションを事前に実施していることが確認できる。 ☐ PC鋼材の緊張及びクラフト注入管理値が、設計図書の仕様を満たしていることが確認できる。 ☐ プレストレストコンクリートのコンクリート圧縮強度が、設計図書の仕様を満たしていることが確認できる。 ☐ コンクリート圧縮強度の確認は、構造物と同様な養生条件におかれた供試体を用いていることが確認できる。 ☐ 有害なクラックが無い。 ☐ その他（理由： ）						品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監理員が文書で指示を行い改善された。

①「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
②評価対象外項目の削除後は、削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値（評価値）で評価する。
③評価値（ % ）＝該当項目数（ ）／評価対象項目数（ ）
④なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。
※ばらつき評価は、「土木工事施工管理基準」により管理図表の作成する測定値10点以上のものを行うものとする。

	ばらつきで判断可能			ばらつきで判断可能
	50%以下	80%以下	80%を超える	
評価値	90%以上	a	a'	b
	75%以上90%未満	a'	b	b'
	60%以上75%未満	b	b'	c
	60%未満	b'	c	c

注 試験結果の打点数等が少なくばらつきでの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。

注: 試験結果の打点数等が少なすぎばばらつきの判断ができない場合は評価対象項目(評価値)だけで評価する。

検査項目別運用表

検査項目	細 別	a	a'	b	b'	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ	II. 品質	品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ □（関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験） ※【ばらつき】の判断は別紙-4参照						品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が文書で指示を行った。
	補給工事	「評価対象項目」 □ 活層が促されるよう管理していることが確認できる。 □ 樹木などに損傷、はちくすれ等が無いよう保護養生を行っていることが確認できる。 □ 樹木等の生育に悪影響のある害虫等がないことが確認できる。 □ 施工完了後、余材等の処理、整形その他必要な手入れを行っていることが確認できる。 □ 肥料が適量樹木の根に施され、均一に施していることが確認できる。 □ 肥料が適量樹木の根に施され、均一に施していることが確認できる。 □ 樹木をくづらつきがないよう設置していることが確認できる。 □ 苗木をくづらつきがないよう設置していることが確認できる。 □ 樹名板を現認しやすい場所に掲げていることが確認できる。 □ その他（理由：）						品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が文書で指示を行った。
		①「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ②評価対象外項目の削除後は、削除後の評価項目数を母数として計算した比率（％計算）の値（評価値）で評価する。 ③評価値（％）＝該項目数（ ）／評価対象項目数（ ） ④なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。 ※ばらつき評価は、「土木工事施工管理基準」により管理図表の作成する測定値10点以上のものを行うものとする。						注 試験結果の打点数等が少なくばらつきでの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。
II. 品質	防護柵（網）・標識・区画線等設置工事	a	a'	b	b'	c	d	e
		品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ □（関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験） ※【ばらつき】の判断は別紙-4参照						品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が文書で指示を行った。
		「評価対象項目」 □ 防護柵設置要領、防護柵等設置基準、道路標識ハンドブック等の規定を満足していることが確認できる。 □ 防護柵等の本体の仕上がり面において、地山のれりや不陸が生じないよう施工していることが確認できる。 □ 防護柵等の基礎工の施工にあたって、無筋及び鉄筋コンクリートの規定を満足していることが確認できる。 □ 防護柵等の支柱の施工にあたって、既設構造物へ影響が無いよう施工していることが確認できる。 □ 基礎設置箇所について地盤の地耐力を把握して、施工していることが確認できる。 □ 防護柵の支柱の埋入長が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 □ ガードケールを支柱に取付けする場合、設計図書に定められた所定の強度を与えていることが確認できる。 □ バイネット（棒温式）区画線に使用するシートの使用量が、1.0％以下であることが確認できる。 □ 区画線の厚さが図本等で設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 □ 区画線施工後の面割及び後部の現認性が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 □ 区画線の施工にあたって設置路面の水分、泥、砂じん及びほりきりを取り除いて行っていることが確認できる。 □ 区画線を消去の場合、表示材（塗料）の剥がれ防止が、路面への影響が最小限となっていることが確認できる。 □ フラップの施工にあたって、路面に均等に塗布していることが確認できる。 □ 区画線の材料が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 □ その他（理由：）						品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が文書で指示を行った。
		①「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ②評価対象外項目の削除後は、削除後の評価項目数を母数として計算した比率（％計算）の値（評価値）で評価する。 ③評価値（％）＝該項目数（ ）／評価対象項目数（ ） ④なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。 ※ばらつき評価は、「土木工事施工管理基準」により管理図表の作成する測定値10点以上のものを行うものとする。						注 試験結果の打点数等が少なくばらつきでの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。

検査項目別運用表

検査項目	細 別	a	a'	b	b'	c	d	e																																				
3. 出芽形及び出来ばえ	II. 品質 電線共同溝工事	品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ ☐ （関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験） ※【ばらつき】の判断は別紙-4参照					品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が文書で指示を行い改善された。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。																																				
「評価対象項目」 ☐ 指定材料の規格が、品質を証明する書類で確認できる。 ☐ 管路の通過試験を行っており、試験結果から全箇所が確認していることが確認できる。 ☐ フラント出納時、埋埋込時等に於いて、アスファルト混合物の温度管理が記録していることが確認できる。 ☐ 特殊部の施工基面の支持力が、均等となるようにかつ不陸が無いように仕上げていることが確認できる。 ☐ 特殊部等の施工に於いて、隣接する各ブロックに目通しによる段差及び蛇行等が無いよう敷設していることが確認できる。 ☐ 埋込しにおいて、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ 継手の埋込箇所が埋込行われ、路面の状況や不陸が無く平坦性を確保していることが確認できる。 ☐ 管枕及び埋設シートが設置及び土締めが、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ 管設置において、それぞれの管の覆り掘り半径を満足していることが確認できる。 ☐ その他（理由：_____） ①「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 2「評価対象外項目」の削除後は、削除後の評価項目数を母数として計算した比率（％）計算の値（評価値）で評価する。 3「評価値（％）＝該当項目数（ ）／評価対象項目数（ ） 4なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合には0評価とする。 ※ばらつき評価は、「土木工事施工管理基準」により管理図表の作成する測定数10点以上のものを行うものとする。 <table><tr><td rowspan="4">評 価</td><td>90%以上</td><td colspan="3">ばらつきで判断可能</td><td rowspan="4">ばらつきで判断可能</td></tr><tr><td>75%以上90%未満</td><td>50%以下</td><td>80%以下</td><td>80%を超える</td></tr><tr><td>60%以上75%未満</td><td>a</td><td>a'</td><td>b</td></tr><tr><td>60%未満</td><td>a'</td><td>b</td><td>b'</td></tr><tr><td></td><td></td><td>b</td><td>b'</td><td>c</td><td>c</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td>b'</td><td>c</td><td>c</td><td>c</td><td></td><td></td><td></td></tr></table> 注 試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。									評 価	90%以上	ばらつきで判断可能			ばらつきで判断可能	75%以上90%未満	50%以下	80%以下	80%を超える	60%以上75%未満	a	a'	b	60%未満	a'	b	b'			b	b'	c	c						b'	c	c	c			
評 価	90%以上	ばらつきで判断可能			ばらつきで判断可能																																							
	75%以上90%未満	50%以下	80%以下	80%を超える																																								
	60%以上75%未満	a	a'	b																																								
	60%未満	a'	b	b'																																								
		b	b'	c	c																																							
		b'	c	c	c																																							

検査項目別運用表

検査項目	細 別	a	a'	b	b'	c	d	e
3. 出来及び出来ばえ	II. 品質 維持工事 (清掃工、除草工、 付属物工、除雪、防 急処理等)	☐ 壊れている	☐ bより壊れている	☐ やや壊れている	☐ cより壊れている	☐ 他の評価に該当しない	☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が文書で指示を行い改善された。	☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。
		「評価対象項目」 ☐ 使用する材料の品質・形状等が適切であり、かつ現場において材料確認を適宜・的確に行っていることが確認できる。 ☐ 構造物の劣化状況をよく把握して、適切な対策を施していることが確認できる。 ☐ 影響箇所の指示事項に対して、現状状況を勘案し、施工方法や補修についての提案を行うなど積極的に取り組んでいることが確認できる。 ☐ 緊急的な作業において、迅速かつ適切に対応していることが確認できる。 理由：() 理由：() 理由：() 理由：() ●判断基準 ※該当項目が6項目以上……………a ※該当項目が5項目……………a' ※該当項目が4項目……………b ※該当項目が3項目……………b' ※該当項目が2項目以下……………c 注 記載の4項目を必須の評価対象項目とし、この他に適宜項目を追加して評価するものとする。 ただし、評価対象項目は最大8項目とする						
	II. 品質 修繕工事 (構造物補強、耐震補強、落橋防止等)	☐ 壊れている	☐ bより壊れている	☐ やや壊れている	☐ cより壊れている	☐ 他の評価に該当しない	☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が文書で指示を行い改善された。	☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。
		「評価対象項目」 ☐ 使用する材料の品質・形状等が適切であり、かつ現場において材料確認を適宜・的確に行っていることが確認できる。 ☐ 構造物の劣化状況をよく把握して、適切な対策を施していることが確認できる。 ☐ 影響箇所の指示事項に対して、現状状況を勘案し、施工方法や補修についての提案を行うなど積極的に取り組んでいることが確認できる。 ☐ 施工後のメンテナンスに対する発言や修繕サイクル等を勘案した提案等を行っていることが確認できる。 理由：() 理由：() 理由：() 理由：() 理由：() 理由：() ●判断基準 ※該当項目が6項目以上……………a ※該当項目が5項目……………a' ※該当項目が4項目……………b ※該当項目が3項目……………b' ※該当項目が2項目以下……………c 注 記載の4項目を必須の評価対象項目とし、この他に適宜項目を追加して評価するものとする。 ただし、評価対象項目は最大8項目とする						

考査項目別運用表

考査項目	細 別	a	a'	b	b'	c	d	e
3. 出来形及び 出来ばえ	II. 品質	☐ 優れている	☐ bより優れている	☐ やや優れている	☐ cより優れている	☐ 他の評価に該当しない	品質関係の測定方法又は 測定値が不適切であった ため、監査員が文書で指 示を行い改善された。	品質関係の測定方法又は 測定値が不適切であった ため、監査員が修補指示 を行った。
	機械設備工事	「評価対象項目」 ☐ 材料、部品の品質照合の書類（領物照合）を整理し品質の増強ができる。 ☐ 設備の機能及び性能が、承認書のとおり確保され、品質の増強ができる。 ☐ 設計図書の様を踏まえた詳細設計を行い、承認書類として提出していることが確認できる。 ☐ 増設の機能及び性能に係わる成績書を整理され、品質の増強ができる。 ☐ 刃接管理基準の品質管理項目について、品質管理書類を整理し品質の増強ができる。 ☐ 塗装管理基準の品質管理項目について、品質管理書類を整理し品質の増強ができる。 ☐ 操作制御設備について、操作スイッチや表示灯が承認図面のとおり配置され、操作性にすぐれていることが確認できる。 ☐ 操作制御設備の安全装置及び保護装置の機能・性能確認試験について、試験記録を整理し品質の増強ができる。 ☐ 小配管、電気配線、配管が承認図面のとおり敷設していることが確認できる。 ☐ 設備の取扱説明書を工夫していることが確認できる。 ☐ 完成図面（取扱説明書）に部品等の仕様及び交換方法について、まとめていることが確認できる。 ☐ 増設の配置が点検しやすいよう工夫していることが確認できる。 ☐ 設備の構造や機器の配置が、交換修理の高い部品等の交換作業を容易にできるよう工夫していることが確認できる。 ☐ 二次コンクリートの配合試験及び引継線を実施し、試験成績表にまとめられていることが確認できる。 ☐ ハルプ機の平時の状態を示すラベルなどが目やすい状態で表示していることが確認できる。 ☐ 計器類に運転時の値や予知表示が示していることが確認できる。 ☐ 回転部や高圧部等の危険箇所に表示又は防塵をしていることが確認できる。 ☐ 機油等の劣化状況をよく把握して、適切な対策を講じていることが確認できる。 ☐ 現場状況を勘案し、施工方法等についての提案を行うなど積極的に取り組んでいることが確認できる。 ☐ その他（理由：_____）						
		●判断基準 ※評価値が90%以上・.....・a ※評価値が80%以上90%未満・.....・a' ※評価値が70%以上80%未満・.....・b ※評価値が60%以上70%未満・.....・b' ※評価値が60%未満・.....・c						
		①「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ②評価対象外項目の削除後は、削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値（評価値）で評価する。 ③評価値（ %）＝該当項目数（ ）／評価対象項目数（ ） ④なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。						

考査項目別運用表

考査項目	細 別	a	a'	b	b'	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ	II. 品質 電気設備工事	☐ 優れている ☐ 優れていない	☐ bより優れている ☐ bより優れていない	☐ やや優れている ☐ やや劣れている	☐ cより優れている ☐ cより劣れている	☐ 地の評価に該当しない ☐ 地の評価に該当している	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監査員が文書で指示を行い設置された。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監査員が修繕指示を行った。
		「評価対象項目」 ☐ 製作前手前に、品質や性能の確保に係る技術検討が実施していることが確認できる。 ☐ 材料・部品の品質照合の態様が品質保証書等（明細照合を含む）で確認でき、設計図書仕様を満足していることが確認できる。 ☐ 機器の品質、機能及び性能が設計図書のとおり配置され、成績書にまとめられていることが確認できる。 ☐ 操作スイッチや表示灯が設計図書のとおり配置され、操作性に優れていることが確認できる。 ☐ ケーブル及び配線の接続などの作業が、施工計画書に記載された手順に沿って行われ、不具合が無いことが確認できる。 ☐ 設備の機能及び性能が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ 操作制御関係の機能及び性能が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ 設備の総合性能が、設計図書の機能及び性能が確認できない場合において、工場試験などで確認していることが確認できる。 ☐ 現場条件によっては機器・製品の性能を工直し作成（修繕・更新含む）の場合は、修正又は更新）していることが確認できる。 ☐ 設備全体についての取扱説明書を工直し作成（修繕・更新含む）の場合は、修正又は更新）していることが確認できる。 ☐ 完成図書で定期的な点検や交換を要する部品及び箇所を明示していることが確認できる。 ☐ 設備の構造において、点検や消耗品の取替え作業が容易にできるよう工夫していることが確認できる。 ☐ その他（理由：_____）						
		●判断基準 ※評価値が90%以上・・・a' ※評価値が80%以上90%未満・・・a ※評価値が70%以上80%未満・・・b ※評価値が60%以上70%未満・・・b' ※評価値が60%未満・・・c ③「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ②評価対象外項目の削除後は、削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値（評価値）で評価する。 ③評価値（ %）＝該当項目数（ ）／評価対象項目数（ ） ④なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。						

検査項目別運用表

検査項目	細 別	a	a'	b	b'	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ	Ⅱ. 品質	☐ 優れている	☐ bより優れている	☐ やや優れている	☐ cより優れている	☐ 他の評価に該当しない	☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が文書で指示を行い改善された。	☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。
	通設設備工事・受変電設備工事	「評価対象項目」 ☐ 設計図書に定められている品質管理を実施していることが確認できる。 ☐ 設計図書の品質及び形状について、設計図書等と適合が確認できる。 ☐ 材料及び構成部品の結果が、品質保証書等（建物除く）で確認でき、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ 設備、機器の品質、機能及び性能が、品質保証書等（建物除く）で確認でき、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ ケーブル及び配線の接続などの作業が、施工計画書に記載された手順に沿って行われ、不具合が無いことが確認できる。 ☐ 設備全体としての運転性能が所定の能力を満足していることが確認できる。 ☐ 完成図書において、設備の機能並びに性能及び操作方法が容易に判別できる資料を整備していることが確認できる。 ☐ 完成図書において、単体品の製造年月日及び製造者が判別できる資料を整備していることが確認できる。 ☐ 設備全体及び総括図において、設計図書に準拠した品質及び性能が確認できる。 ☐ 完成図書で定期的な点検や交換を要する部品及び箇所を明示していることが確認できる。 ☐ 設備の構造において、点検や消耗品の取替え作業が容易に行えるよう工夫していることが確認できる。 ☐ その他（理由：_____） ● 判断基準 ※評価値が90%以上.....a ※評価値が80%以上90%未満.....a' ※評価値が70%以上80%未満.....b ※評価値が60%以上70%未満.....b' ※評価値が60%未満.....c ①「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ②評価対象外項目の削除後は、削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値（評価値）で評価する。 ③評価値（ %）＝該当項目数（ ）／評価対象項目数（ ） ④なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。						

考査項目別運用表

考査項目	細 別	a	a'	b	b'	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ	II. 品質	☐ 覆れている	☐ bより覆れている	☐ やや覆れている	☐ cより覆れている	☐ 他の評価に該当しない	☐ 分別等が不適切であったため、監査員が文書で指示を行い改善された。	☐ 分別等が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。
	解体工事	「評価対象項目」 ☐ 施工計画書に定められた計画により管理されたことが確認できる。 ☐ 付着物の除去を機能的に行っている。 ☐ 解体資材の再資源化、又は、リユースや有価物化に積極的に取組んでいる。 ☐ 中間処理施設等への搬出状況について、写真などで的確に確認できる。 ☐ 埋設物の撤去状況及び記録が適切である。 ☐ 工事箇所周辺の家庭諸君等の記録が整備されている。 ☐ 事前に解体物の材料についてアスベスト等の含有の有無の確認を行った記録が整備されている。 ☐ アスベスト含有建材の撤去にあたり必要な安全措置等が行われたことが確認できる記録が整備されている。 ☐ 騒音・振動・粉じん防止等の措置が適切に行われたことが確認できる記録が整備されている。 ☐ 特別管理産業廃棄物の環境保管が適切に行われていることが確認できる。 ☐ 埋め戻し材の品質が確認できる結果が整備されている。 ☐ 埋戻の目標可能な範囲に破片等が見受けられない。 ☐ 理由：（ ） ☐ 理由：（ ） ☐ 理由：（ ）						☐ 特定建設資材の再資源化等が不備である。

●判断基準

※該当項目が90%以上・・・・・・・・・ a'

※該当項目が80%以上90%未満・・・・・・ a'

※該当項目が70%以上80%未満・・・・・・ b'

※該当項目が60%以上70%未満・・・・・・ b'

※該当項目が60%未満・・・・・・・・・ c'

なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc'評価とする。

①「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。

②評価対象外項目の削除後は、削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値（評価値）で評価する。

③評価値（ ）％＝ $\frac{\text{該当項目数}}{\text{評価対象項目数}} \times 100$

④なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc'評価とする。

別紙-3③17（しゅん工検査員）

別紙-3③17（しゅん工検査員）

検査項目	細 別	a	a'	b	b'	c	d	e																																										
出来形及び 3. 出来ばえ	II. 品質 建築工事	品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ ☐ 関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験） ※【ばらつき】の判断は別紙-4参照） 〔評価対象項目〕 ☐ 材料の品質及び形状が設計図書等との適合性確認ができ、証明書が整備されている。 ☐ 部品の品質及び形状が設計図書等との適合性確認ができ、証明書が整備されている。 ☐ 室内の塵芥処理等が適切に行われ、納まりの事前検討も十分実施され、良質な施工が図える。 ☐ 理由：（ ） ☐ 理由：（ ） <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th colspan="3">ばらつきで判断可能</th> <th colspan="3">ばらつきで判断不可能</th> </tr> <tr> <th></th> <th>50%以下</th> <th>50%以下</th> <th>50%以上</th> <th>a</th> <th>a'</th> <th>b</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>評価</td> <td>90%以上</td> <td>a</td> <td>a'</td> <td>b</td> <td>b'</td> <td>b</td> </tr> <tr> <td>値</td> <td>75%以上90%未満</td> <td>a'</td> <td>b</td> <td>b'</td> <td>b'</td> <td>b'</td> </tr> <tr> <td>損</td> <td>60%以上75%未満</td> <td>b</td> <td>b'</td> <td>c</td> <td>c</td> <td>c</td> </tr> <tr> <td></td> <td>60%未満</td> <td>b'</td> <td>c</td> <td>c</td> <td>c</td> <td>c</td> </tr> </tbody> </table> ①「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ②評価対象外項目の削除後は、削除後の評価項目数を母数として計算した比率（%）計算の値（評価値）で評価する。 ③評価値（ ）（%）= 該当項目数（ ） / 評価対象項目数（ ） ④なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。 ※ばらつき評価は、「土木工事施工管理基準」により管理図表の作成する測定数10点以上のものを行うものとする。 品質関係の測定方法又は 測定値が不適切であったため、検査員が修補指示 を行った。								ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能				50%以下	50%以下	50%以上	a	a'	b	評価	90%以上	a	a'	b	b'	b	値	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'	b'	損	60%以上75%未満	b	b'	c	c	c		60%未満	b'	c	c	c	c
	ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能																																														
	50%以下	50%以下	50%以上	a	a'	b																																												
評価	90%以上	a	a'	b	b'	b																																												
値	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'	b'																																												
損	60%以上75%未満	b	b'	c	c	c																																												
	60%未満	b'	c	c	c	c																																												
	II. 品質 予防構（雪前防止構 等）	品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ ☐ 関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験） ※【ばらつき】の判断は別紙-4参照） 〔評価対象項目〕 ☐ 根入れ（アンカー、支柱等）が設計図書とおり施工してあることが確認できる。 ☐ 腐材（鋼材）の腐蝕割合が5%以下（埋地割合を含む）で確認されている。 ☐ 塗装試験で各部材の塗膜厚が目標値以上であることが確認できる。 ☐ 製品に破損がなく、腐材の組み立てにきめ細やかな施工が図れる。 ☐ 理由：（ ） ☐ 理由：（ ） <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th colspan="3">ばらつきで判断可能</th> <th colspan="3">ばらつきで判断不可能</th> </tr> <tr> <th></th> <th>50%以下</th> <th>50%以下</th> <th>50%以上</th> <th>a</th> <th>a'</th> <th>b</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>評価</td> <td>90%以上</td> <td>a</td> <td>a'</td> <td>b</td> <td>b'</td> <td>b</td> </tr> <tr> <td>値</td> <td>75%以上90%未満</td> <td>a'</td> <td>b</td> <td>b'</td> <td>b'</td> <td>b'</td> </tr> <tr> <td>損</td> <td>60%以上75%未満</td> <td>b</td> <td>b'</td> <td>c</td> <td>c</td> <td>c</td> </tr> <tr> <td></td> <td>60%未満</td> <td>b'</td> <td>c</td> <td>c</td> <td>c</td> <td>c</td> </tr> </tbody> </table> ①「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ②評価対象外項目の削除後は、削除後の評価項目数を母数として計算した比率（%）計算の値（評価値）で評価する。 ③評価値（ ）（%）= 該当項目数（ ） / 評価対象項目数（ ） ④なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。 ※ばらつき評価は、「土木工事施工管理基準」により管理図表の作成する測定数10点以上のものを行うものとする。 品質関係の測定方法又は 測定値が不適切であったため、検査員が修補指示 を行った。								ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能				50%以下	50%以下	50%以上	a	a'	b	評価	90%以上	a	a'	b	b'	b	値	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'	b'	損	60%以上75%未満	b	b'	c	c	c		60%未満	b'	c	c	c	c
	ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能																																														
	50%以下	50%以下	50%以上	a	a'	b																																												
評価	90%以上	a	a'	b	b'	b																																												
値	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'	b'																																												
損	60%以上75%未満	b	b'	c	c	c																																												
	60%未満	b'	c	c	c	c																																												

調査項目別運用表

調査項目	細 別	a	a'	b	b'	c	d	e																																										
3. 出来形及び出来ばえ	II. 品質	品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ □ （関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験） ※【ばらつき】の判断は別紙－4参照						品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。																																										
	コンクリート2次製品工事 （L型、B×U字溝、縁石ブロック、BF等）	「評価対象項目」 □ 施工基準が平滑に仕上げられている。 □ 枠入れが図面通り実施されていることが確認できる。 □ コンクリート構造物にきめ細やかな施工がうかがえる。 □ 縦目処理が適切に施工されている。 □ 製品に破損がなく適切に施工されている。 □ 構造物周辺の理髪し、締め固め等の処理を適切に行っている。						品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が文書で指示を行い改善された。																																										
<table><tr><th></th><th colspan="3">ばらつきで評価可能</th><th colspan="3">ばらつきが大きい場合</th></tr><tr><th></th><th>80%以下</th><th>80%以下</th><th>80%未満</th><th>a'</th><th>b</th><th>b'</th></tr><tr><td>評</td><td>90%以上</td><td>a</td><td>a'</td><td>b</td><td>b</td><td>b'</td></tr><tr><td>定</td><td>75%以上90%未満</td><td>a'</td><td>b</td><td>b'</td><td>b'</td><td>c</td></tr><tr><td>値</td><td>60%以上75%未満</td><td>b</td><td>b'</td><td>c</td><td>c</td><td>c</td></tr><tr><td></td><td>60%未満</td><td>b'</td><td>c</td><td>c</td><td>c</td><td>c</td></tr></table> ①「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ②評価対象外項目の削除後は、削除後の評価項目数を母数として計算した比率（%）計算の値（評価値）で評価する。 ③評価値（$\frac{\text{評価項目数}}{\text{母数}} \times 100\%$） ④なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。 ※ばらつき評価は、「土木工事施工管理基準」により管理図表の作成する測定値10点以上のものを行うものとする。										ばらつきで評価可能			ばらつきが大きい場合				80%以下	80%以下	80%未満	a'	b	b'	評	90%以上	a	a'	b	b	b'	定	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'	c	値	60%以上75%未満	b	b'	c	c	c		60%未満	b'	c	c	c	c
	ばらつきで評価可能			ばらつきが大きい場合																																														
	80%以下	80%以下	80%未満	a'	b	b'																																												
評	90%以上	a	a'	b	b	b'																																												
定	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'	c																																												
値	60%以上75%未満	b	b'	c	c	c																																												
	60%未満	b'	c	c	c	c																																												
注 試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。																																																		

考査項目別運用表

考査項目	細 別	a	a'	b	b'	c	d	e
3. 出来ばえ	Ⅱ. 品質 下水溝工事 （開削・推進シールド工）	品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ □ （製造基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験） ※【ばらつきの評価は別紙-4参照】 「評価対象項目」 □ 仕様書等で定められている品質管理が実施されていることが確認できる。 □ 材料の品質関係証明書が整備され、仕様や形状等の確認を行っていることが確認できる。 □ 管渠工において、自立った配行やたむきがない。 □ 管渠工において、漏水の原因となるクラックや構造的に有害となるクラックがない。 □ 管渠工において、管渠機手前及び管渠とマンホールの接合部の処理や仕上げが気密性を確保していることが確認できる。 □ 推進・シールド工において、滑材・裏込材の注入が十分に充填されていることが確認できる。 □ 推進・シールド工において、推進力、推進速度、排土量等の推進管理を実施していることが確認できる。 □ マンホールにおいて、漏水の原因となるクラックや構造的に有害となるクラックがない。 □ マンホールの連結部には、止水シール・止水ゴム等が適切に設置され、水密性を確保していることが確認できる。 □ マンホールのインポートにおいて、表面仕上げが設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 □ 施工に当たって、掘削（掘進）、土留、地下水排除処理等による周辺地盤等への影響調査を実施し施工していることが確認できる。 □ 埋戻工において、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 □ 舗装工において、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。						品質関係の測定方法又は測定値が不適切であった □ ため、検査員が修補指示 を行った。
		①「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ②評価対象外項目の削除後は、削除後の評価項目数を母数として計算した比率（％）計算の値（評価値）で評価する。 ③評価値（％）＝ $\frac{\text{該当項目数}}{\text{評価対象項目数}} \times 100$ ④なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合は○評価とする。 ※ばらつき評価は、「土木工事施工管理基準」により管理図表の作成する測定数10点以上のものを行うものとする。						

	ばらつきで判断の値				ばらつきで判断の値			
	90%以上	75%以上90%未満	60%以上75%未満	60%未満	90%以上	75%以上90%未満	60%以上75%未満	60%未満
評 価 値	a	a'	b	b'	a	a'	b	b'
判 断	b	b'	c	c	b	b'	c	c

注 試験結果の打点数等が少なくばらつき判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。

検査項目別運用表

検査項目	種別	a	a'	b	b'	c	d	e																					
3. 出来形及び出来ばえ	II. 品質	品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ ☐ （処理基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験） ※【ばらつき】の判断は別紙-4参照						品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。																					
	コンクリートダム工（コンクリート砂防えん堤含む）	「評価対象項目」 ☐ 基礎処理施工要領書等に示された規定に従い適切に実施されている。 ☐ 湧水が適切に処理されている。 ☐ 型枠、支保工の取外しに関して管理されている。 ☐ 鉄筋の組立及び継手部が仕様書等に定められたとおり施工されている。 ☐ スベーサーを適切に配置し鉄筋のかぶりを確保している。 ☐ 施工に先立ち配合試験を行いコンクリートの品質向上に取り組んでいる。 ☐ コンクリート供試体が当該環境の供試体であることがQC版等により確認できる。 ☐ 気象条件に適した運搬、打設、締固めを行っている。 ☐ 特殊コンクリートの施工に当たって施工条件を遵守し実施している。 ☐ コンクリートの打設部の処理が仕様書等の規定に従い適切に実施されている。 ☐ コンクリートの打設方法（リフト差、リフト高）が増減できる。 ☐ 特殊な環境条件が特記仕様書に規定されている場合で、その規定に従って適切に実施されている。 ☐ 埋設設備が設置要領に従って設置されており、正常な作動が確認できる。 ☐ 周辺地山の法面工は設計図書に基づき適切に実施されている。 ☐ その他付帯構造物は設計図書に基づいて適切に実施されている。 ☐ コンクリートの仕上がりは分層やブリーディングが見られない。 ☐ 必要な養生を実施していることが確認できる。						品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。																					
		①「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ②評価対象外項目の削除後は、削除後の評価項目数を母数として計算した比率（％計算の値（評価値）で評価する。 ③評価値（$\frac{\text{％}}{\text{％}} = \frac{\text{該当項目数}}{\text{評価対象項目数}}$） ④なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。 ※ばらつき評価は、「土木工事施工管理基準」により管理図表の作成する測定数10点以上のものを行うものとする。 <table><tr><th></th><th>ばらつきが50%以下</th><th>50%以上 80%以下</th><th>80%以上 90%未満</th><th>90%以上 95%未満</th><th>95%以上 99%未満</th><th>99%以上 100%未満</th></tr><tr><td>評価</td><td>a</td><td>a'</td><td>b</td><td>b'</td><td>c</td><td>c</td></tr><tr><td>評価</td><td>b</td><td>b'</td><td>c</td><td>c</td><td>c</td><td>c</td></tr></table>							ばらつきが50%以下	50%以上 80%以下	80%以上 90%未満	90%以上 95%未満	95%以上 99%未満	99%以上 100%未満	評価	a	a'	b	b'	c	c	評価	b	b'	c	c	c	c	
	ばらつきが50%以下	50%以上 80%以下	80%以上 90%未満	90%以上 95%未満	95%以上 99%未満	99%以上 100%未満																							
評価	a	a'	b	b'	c	c																							
評価	b	b'	c	c	c	c																							
		注 試験結果の打点数等が少なくばらつきを判断できない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。																											
		☐ 進行性又は有害なクラックが発生し、発生したクラックに対しては有識者等の意見に基づき処置を行っている。 上記該当があれば・・・ C																											

調査項目別運用表

調査項目	細 別	a	a'	b	b'	c	d	e																																			
3. 出来形及び出来ばえ	II. 品質	品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ □（関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験） ※【ばらつき】の判断は別紙-4参照																																									
	区画整理工事	「評価対象項目」 □ 地区内の地表水及び地下水を排除し、ドライな状態で施工している。 □ 石礫、根株等の除去が適切に実施されている。 □ 表土剥き取り、基盤切掘、畦畔整立、基盤整地、表土整地は、仕様書及び設計図書により適切に施工されている。 □ 基盤整地は上げ完了後に監査員等の点検確認検査を密行していることが確認できる。 □ 道路・水路・水路・畦畔等の締め込みが適切に施工されている。 □ 構造物周辺の理度し、締め込みが適切に施工されている。 □ 道路・用水路の縦断勾配、高さ等は、ほ場面標高等を参照し適切に施工されている。 □ 盛土高さが大きい箇所、または水路埋立て箇所等状況が予想される箇所については、入念に施工されている。 □ 土の劣化率が加味され、または水路埋立て箇所等状況が予想される箇所については、入念に施工されている。 □ 軽砂利の厚さが確保されている。 □ 法面のどおりがよい。																																									
		<table><tr><th></th><th colspan="4">ばらつきで判断可能</th><th colspan="2">ばらつきで判断できない</th></tr><tr><th></th><th>90%以上</th><th>75%以上90%未満</th><th>60%以上75%未満</th><th>60%未満</th><th colspan="2">90%以上</th></tr><tr><td>評</td><td>a</td><td>a'</td><td>b</td><td>b'</td><td colspan="2">b</td></tr><tr><td>価</td><td>a</td><td>a'</td><td>b</td><td>b'</td><td colspan="2">b</td></tr><tr><td>値</td><td>a</td><td>a'</td><td>b</td><td>b'</td><td colspan="2">b</td></tr></table>								ばらつきで判断可能				ばらつきで判断できない			90%以上	75%以上90%未満	60%以上75%未満	60%未満	90%以上		評	a	a'	b	b'	b		価	a	a'	b	b'	b		値	a	a'	b	b'	b	
	ばらつきで判断可能				ばらつきで判断できない																																						
	90%以上	75%以上90%未満	60%以上75%未満	60%未満	90%以上																																						
評	a	a'	b	b'	b																																						
価	a	a'	b	b'	b																																						
値	a	a'	b	b'	b																																						
		注 試験結果の打点数等が少なくばらつきが大きい場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。																																									
II. 品質	暗渠排水工事・湧水処理工事	品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ □（関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験） ※【ばらつき】の判断は別紙-4参照																																									
		「評価対象項目」 □ 溝底部に凹凸蛇行のないよう施工されている。 □ 管路の接続が適正に施工されている。 □ 軟弱地盤等で暗渠排水工の効果が阻害される恐れがある箇所については、阻害防止の工夫がされている。 □ 地盤ならびに配管順序が適正であることが確認できる。 □ 吸水渠、集水渠等の埋設管理が適切に施工されている。 □ 被覆材が管路を中心に適切に施工されている。 □ 水こうら及び集水渠等の埋設しが入念に施工されている。 □ 埋め戻しにあたり基盤・表土面に不陸が生じていないことが確認できる。																																									
		<table><tr><th></th><th colspan="4">ばらつきで判断可能</th><th colspan="2">ばらつきで判断できない</th></tr><tr><th></th><th>90%以上</th><th>75%以上90%未満</th><th>60%以上75%未満</th><th>60%未満</th><th colspan="2">90%以上</th></tr><tr><td>評</td><td>a</td><td>a'</td><td>b</td><td>b'</td><td colspan="2">b</td></tr><tr><td>価</td><td>a</td><td>a'</td><td>b</td><td>b'</td><td colspan="2">b</td></tr><tr><td>値</td><td>a</td><td>a'</td><td>b</td><td>b'</td><td colspan="2">b</td></tr></table>								ばらつきで判断可能				ばらつきで判断できない			90%以上	75%以上90%未満	60%以上75%未満	60%未満	90%以上		評	a	a'	b	b'	b		価	a	a'	b	b'	b		値	a	a'	b	b'	b	
	ばらつきで判断可能				ばらつきで判断できない																																						
	90%以上	75%以上90%未満	60%以上75%未満	60%未満	90%以上																																						
評	a	a'	b	b'	b																																						
価	a	a'	b	b'	b																																						
値	a	a'	b	b'	b																																						
		注 試験結果の打点数等が少なくばらつきが大きい場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。																																									

品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ □（関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験） ※【ばらつき】の判断は別紙-4参照	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監査員が改善指示を行った。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監査員が改善指示を行った。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監査員が改善指示を行った。
品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監査員が改善指示を行った。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監査員が改善指示を行った。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監査員が改善指示を行った。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監査員が改善指示を行った。

品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監査員が改善指示を行った。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監査員が改善指示を行った。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監査員が改善指示を行った。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監査員が改善指示を行った。
品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監査員が改善指示を行った。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監査員が改善指示を行った。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監査員が改善指示を行った。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監査員が改善指示を行った。

品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監査員が改善指示を行った。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監査員が改善指示を行った。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監査員が改善指示を行った。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監査員が改善指示を行った。
品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監査員が改善指示を行った。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監査員が改善指示を行った。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監査員が改善指示を行った。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監査員が改善指示を行った。

品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監査員が改善指示を行った。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監査員が改善指示を行った。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監査員が改善指示を行った。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監査員が改善指示を行った。
品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監査員が改善指示を行った。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監査員が改善指示を行った。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監査員が改善指示を行った。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監査員が改善指示を行った。

品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監査員が改善指示を行った。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監査員が改善指示を行った。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監査員が改善指示を行った。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監査員が改善指示を行った。
品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監査員が改善指示を行った。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監査員が改善指示を行った。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監査員が改善指示を行った。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監査員が改善指示を行った。

品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監査員が改善指示を行った。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監査員が改善指示を行った。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監査員が改善指示を行った。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監査員が改善指示を行った。
品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監査員が改善指示を行った。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監査員が改善指示を行った。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監査員が改善指示を行った。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監査員が改善指示を行った。

品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監査員が改善指示を行った。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監査員が改善指示を行った。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監査員が改善指示を行った。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監査員が改善指示を行った。
品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監査員が改善指示を行った。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監査員が改善指示を行った。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監査員が改善指示を行った。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監査員が改善指示を行った。

品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監査員が改善指示を行った。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監査員が改善指示を行った。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監査員が改善指示を行った。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監査員が改善指示を行った。
品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監査員が改善指示を行った。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監査員が改善指示を行った。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監査員が改善指示を行った。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監査員が改善指示を行った。

品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監査員が改善指示を行った。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監査員が改善指示を行った。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監査員が改善指示を行った。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監査員が改善指示を行った。
品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監査員が改善指示を行った。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監査員が改善指示を行った。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監査員が改善指示を行った。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監査員が改善指示を行った。

品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監査員が改善指示を行った。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監査員が改善指示を行った。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監査員が改善指示を行った。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監査員が改善指示を行った。
品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監査員が改善指示を行った。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監査員が改善指示を行った。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監査員が改善指示を行った。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監査員が改善指示を行った。

品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監査員が改善指示を行った。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監査員が改善指示を行った。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監査員が改善指示を行った。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監査員が改善指示を行った。
品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監査員が改善指示を行った。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監査員が改善指示を行った。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監査員が改善指示を行った。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監査員が改善指示を行った。

品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監査員が改善指示を行った。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監査員が改善指示を行った。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監査員が改善指示を行った。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監査員が改善指示を行った。
品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監査員が改善指示を行った。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監査員が改善指示を行った。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監査員が改善指示を行った。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監査員が改善指示を行った。

品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監査員が改善指示を行った。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監査員が改善指示を行った。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監査員が改善指示を行った。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監査員が改善指示を行った。
品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監査員が改善指示を行った。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監査員が改善指示を行った。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監査員が改善指示を行った。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監査員が改善指示を行った。

品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監査員が改善指示を行った。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監査員が改善指示を行った。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監査員が改善指示を行った。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監査員が改善指示を行った。
品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監査員が改善指示を行った。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監査員が改善指示を行った。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監査員が改善指示を行った。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監査員が改善指示を行った。

品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監査員が改善指示を行った。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監査員が改善指示を行った。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監査員が改善指示を行った。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監査員が改善指示を行った。
品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監査員が改善指示を行った。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監査員が改善指示を行った。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監査員が改善指示を行った。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監査員が改善指示を行った。

品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監査員が改善指示を行った。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監査員が改善指示を行った。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監査員が改善指示を行った。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監査員が改善指示を行った。
品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監査員が改善指示を行った。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監査員が改善指示を行った。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監査員が改善指示を行った。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監査員が改善指示を行った。

品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監査員が改善指示を行った。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監査員が改善指示を行った。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監査員が改善指示を行った。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監査員が改善指示を行った。
品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監査員が改善指示を行った。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監査員が改善指示を行った。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監査員が改善指示を行った。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監査員が改善指示を行った。

品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監査員が改善指示を行った。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監査員が改善指示を行った。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監査員が改善指示を行った。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監査員が改善指示を行った。
品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監査員が改善指示を行った。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監査員が改善指示を行った。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監査員が改善指示を行った。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監査員が改善指示を行った。

品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監査員が改善指示を行った。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監査員が改善指示を行った。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監査員が改善指示を行った。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監査員が改善指示を行った。
品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監査員が改善指示を行った。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監査員が改善指示を行った。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監査員が改善指示を行った。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監査員が改善指示を行った。

品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監査員が改善指示を行った。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監査員が改善指示を行った。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監査員が改善指示を行った。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監査員が改善指示を行った。
品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監査員が改善指示を行った。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監査員が改善指示を行った。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監査員が改善指示を行った。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監査員が改善指示を行った。

品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監査員が改善指示を行った。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監査員が改善指示を行った。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監査員が改善指示を行った。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監査員が改善指示を行った。
品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監査員が改善指示を行った。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監査員が改善指示を行った。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監査員が改善指示を行った。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監査員が改善指示を行った。

品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監査員が改善指示を行った。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監査員が改善指示を行った。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監査員が改善指示を行った。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監査員が改善指示を行った。
品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監査員が改善指示を行った。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監査員が改善指示を行った。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監査員が改善指示を行った。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監査員が改善指示を行った。

品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監査員が改善指示を行った。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監査員が改善指示を行った。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監査員が改善指示を行った。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監査員が改善指示を行った。
品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監査員が改善指示を行った。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監査員が改善指示を行った。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監査員が改善指示を行った。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監査員が改善指示を行った。

品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監査員が改善指示を行った。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監査員が改善指示を行った。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監査員が改善指示を行った。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監査員が改善指示を行った。
品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監査員が改善指示を行った。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監査員が改善指示を行った。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監査員が改善指示を行った。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監査員が改善指示を行った。

品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監査員が改善指示を行った。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監査員が改善指示を行った。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監査員が改善指示を行った。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監査員が改善指示を行った。
品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監査員が改善指示を行った。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監査員が改善指示を行った。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監査員が改善指示を行った。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監査員が改善指示を行った。

品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監査員が改善指示を行った。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監査員が改善指示を行った。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監査員が改善指示を行った。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監査員が改善指示を行った。
品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監査員が改善指示を行った。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監査員が改善指示を行った。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監査員が改善指示を行った。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監査員が改善指示を行った。

品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監査員が改善指示を行った。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監査員が改善指示を行った。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監査員が改善指示を行った。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監査員が改善指示を行った。
品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監査員が改善指示を行った。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監査員が改善指示を行った。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監査員が改善指示を行った。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監査員が改善指示を行った。

品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監査員が改善指示を行った。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監査員が改善指示を行った。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監査員が改善指示を行った。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監査員が改善指示を行った。
品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監査員が改善指示を行った。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監査員が改善指示を行った。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監査員が改善指示を行った。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監査員が改善指示を行った。

品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監査員が改善指示を行った。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監査員が改善指示を行った。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監査員が改善指示を行った。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監査員が改善指示を行った。
品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監査員が改善指示を行った。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監査員が改善指示を行った。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監査員が改善指示を行った。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監査員が改善指示を行った。

品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監査員が改善指示を行った。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監査員が改善指示を行った。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監査員が改善指示を行った。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監査員が改善指示を行った。
品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監査員が改善指示を行った。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監査員が改善指示を行った。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監査員が改善指示を行った。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監査員が改善指示を行った。

品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監査員が改善指示を行った。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監査員が改善指示を行った。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監査員が改善指示を行った。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監査員が改善指示を行った。
品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監査員が改善指示を行った。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監査員が改善指示を行った。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監査員が改善指示を行った。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監査員が改善指示を行った。

品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監査員が改善指示を行った。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監査員が改善指示を行った。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監査員が改善指示を行った。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監査員が改善指示を行った。
品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監査員が改善指示を行った。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監査員が改善指示を行った。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監査員が改善指示を行った。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監査員が改善指示を行った。

品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監査員が改善指示を行った。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監査員が改善指示を行った。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監査員が改善指示を行った。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監査員が改善指示を行った。
品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監査員が改善指示を行った。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監査員が改善指示を行った。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監査員が改善指示を行った。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監査員が改善指示を行った。

品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監査員が改善指示を行った。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監査員が改善指示を行った。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監査員が改善指示を行った。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監査員が改善指示を行った。
品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監査員が改善指示を行った。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監査員が改善指示を行った。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監査員が改善指示を行った。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監査員が改善指示を行った。

品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監査員が改善指示を行った。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監査員が改善指示を行った。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監査員が改善指示を行った。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監査員が改善指示を行った。
品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監査員が改善指示を行った。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監査員が改善指示を行った。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監査員が改善指示を行った。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監査員が改善指示を行った。

品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監査員が改善指示を行った。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監査員が改善指示を行った。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監査員が改善指示を行った。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監査員が改善指示を行った。
品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監査員が改善指示を行った。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監査員が改善指示を行った。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監査員が改善指示を行った。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監査員が改善指示を行った。

品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監査員が改善指示を行った。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監査員が改善指示を行った。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監査員が改善指示を行った。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監査員が改善指示を行った。
品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監査員が改善指示を行った。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監査員が改善指示を行った。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監査員が改善指示を行った。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監査員が改善指示を行った。

品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監査員が改善指示を行った。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監査員が改善指示を行った。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監査員が改善指示を行った。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監査員が改善指示を行った。
品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監査員が改善指示を行った。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監査員が改善指示を行った。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監査員が改善指示を行った。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監査員が改善指示を行った。

品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監査員が改善指示を行った。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監査員が改善指示を行った。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監査員が改善指示を行った。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監査員が改善指示を行った。
品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監査員が改善指示を行った。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監査員が改善指示を行った。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監査員が改善指示を行った。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監査員が改善指示を行った。

品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監査員が改善指示を行った。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監査員が改善指示を行った。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監査員が改善指示を行った。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監査員が改善指示を行った。
品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監査員が改善指示を行った。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監査員が改善指示を行った。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監査員が改善指示を行った。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監査員が改善指示を行った。

品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監査員が改善指示を行った。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監査員が改善指示を行った。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監査員が改善指示を行った。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監査員が改善指示を行った。
品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監査員が改善指示を行った。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監査員が改善指示を行った。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監査員が改善指示を行った。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監査員が改善指示を行った。

品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監査員が改善指示を行った。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監査員が改善指示を行った。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監査員が改善指示を行った。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監査員が改善指示を行った。
品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監査員が改善指示を行った。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監査員が改善指示を行った。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監査員が改善指示を行った。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監査員が改善指示を行った。

品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監査員が改善指示を行った。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監査員が改善指示を行った。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監査員が改善指示を行った。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監査員が改善指示を行った。
品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監査員が改善指示を行った。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監査員が改善指示を行った。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監査員が改善指示を行った。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監査員が改善指示を行った。

品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監査員が改善指示を行った。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監査員が改善指示を行った。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監査員が改善指示を行った。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監査員が改善指示を行った。
品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監査員が改善指示を行った。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監査員が改善指示を行った。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監査員が改善指示を行った。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監査員が改善指示を行った。

品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監査員が改善指示を行った。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監査員が改善指示を行った。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監査員が改善指示を行った。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監査員が改善指示を行った。
品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監査員が改善指示を行った。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監査員が改善指示を行った。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監査員が改善指示を行った。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監査員が改善指示を行った。

品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監査員が改善指示を行った。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監査員が改善指示を行った。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監査員が改善指示を行った。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監査員が改善指示を行った。
品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監査員が改善指示を行った。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監査員が改善指示を行った。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監査員が改善指示を行った。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監査員が改善指示を行った。

品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監査員が改善指示を行った。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監査員が改善指示を行った。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監査員が改善指示を行った。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監査員が改善指示を行った。
品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監査員が改善指示を行った。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監査員が改善指示を行った。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監査員が改善指示を行った。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監査員が改善指示を行った。

品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監査員が改善指示を行った。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監査員が改善指示を行った。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監査員が改善指示を行った。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監査員が改善指示を行った。
品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監査員が改善指示を行った。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監査員が改善指示を行った。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監査員が改善指示を行った。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監査員が改善指示を行った。

品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監査員が改善指示を行った。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監査員が改善指示を行った。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監査員が改善指示を行った。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監査員が改善指示を行った。
品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監査員が改善指示を行った。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監査員が改善指示を行った。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監査員が改善指示を行った。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監査員が改善指示を行った。

品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監査員が改善指示を行った。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監査員が改善指示を行った。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監査員が改善指示を行った。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監査員が改善指示を行った。
品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監査員が改善指示を行った。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監査員が改善指示を行った。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監査員が改善指示を行った。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監査員が改善指示を行った。

品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監査員

検査項目別運用表

検査項目	細 別	a	a'	b	b'	c	d	e
3. 出来形及び出来はえ	II. 品質	品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ □（関連基準、土木工事施工管理基準、その地設計図書に定められた試験） ※【ばらつき】の判断は別紙－4参照						品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が文書で指示を行い改善された。
	水管構工事	「評価対象項目」 □ 埋戻しなどの土工事において、仕様書等で示す条件により確認が行われている。 □ 護岸等の掘入れが図面どおり実施されていることが確認できる。 □ コンクリート構造物にきめ細やかな施工が行われている。 □ 管の継ぎ目処理が適切に施工されている。 □ 材料の品質及び形状が設計図書等との照合性等が確認でき、証明書等が整備されている。 □ ボルト等の締め付けが適切におこなわれている。 □ 溶接部についてX線試験等により、適正な施工が確認できる。 □ メッキ、塗装の仕様が設計図書の通りであることが確認できる。						品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が文書で指示を行い改善された。
		注 試験結果の打点数等が少なくばらつきでの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）						品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が文書で指示を行い改善された。
II. 品質	ため地工事	品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ □（関連基準、土木工事施工管理基準、その地設計図書に定められた試験） ※【ばらつき】の判断は別紙－4参照						品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が文書で指示を行い改善された。
		「評価対象項目」 □ 基礎処理の施工が仕様書の規定に従い適切に施工されている。 □ 湧水が適切に処理されている。 □ 雨水による崩壊が起らないように排水対策を実施されている。 □ 気象条件及び周辺との環境を考慮した施工が確認できる。 □ 為金土のきき出し、転圧時における治水管理等の品質管理が適正に行われている。 □ 施工基礎及びのり面が平滑に仕上げられている。 □ 盛土材の材料試験が事前に行われ、施工後の密度及び透水試験により適正な管理が行われている。 □ 盛土材の材料試験が事前に行われ、施工後の密度及び透水試験により適正な管理が行われている。						品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が文書で指示を行い改善された。
		注 試験結果の打点数等が少なくばらつきでの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。						品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が文書で指示を行い改善された。

調査項目別運用表

調査項目	種別	a	a'	b	b'	c	d	e																																			
3. 出来形及び出来ばえ	II. 品質	品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ □（関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験） ※【ばらつき】の判断は別紙-4参照																																									
	山腹緑化工事	「評価対象項目」 □ のり頭の処理及び山腹工内の配管管理が適切に行われている。 □ 丸太構土工、構工、筋工等の木製構造物は、使用材料の規格・品質が確認されており、現場の状態もよい。 □ 水路工、暗きょ工等は、使用材料の規格・品質が確認されており、現場の状態もよい。 □ 伏工は、使用材料の規格・品質が確認されており、現場の状態もよい。 □ 樹栽木又は種子等は規格・品質が確認されており、現場の状態もよい。 □ 緑化吹付工（樹生基材吹付工、霧工吹付工、種子吹付工）は、法面工事の査定項目に準じて施工されている。																																									
		<table><tr><th></th><th colspan="3">ばらつきで判断可能</th><th colspan="3">ばらつきで判断不可</th></tr><tr><th></th><th>50%以下</th><th>50%以下</th><th>50%以下</th><th>50%以下</th><th>50%以下</th><th>50%以下</th></tr><tr><td>評価</td><td>a</td><td>a'</td><td>b</td><td>b'</td><td>c</td><td>c</td></tr><tr><td>評価</td><td>a</td><td>a'</td><td>b</td><td>b'</td><td>c</td><td>c</td></tr><tr><td>評価</td><td>a</td><td>a'</td><td>b</td><td>b'</td><td>c</td><td>c</td></tr></table>								ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可				50%以下	50%以下	50%以下	50%以下	50%以下	50%以下	評価	a	a'	b	b'	c	c	評価	a	a'	b	b'	c	c	評価	a	a'	b	b'	c	c
	ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可																																							
	50%以下	50%以下	50%以下	50%以下	50%以下	50%以下																																					
評価	a	a'	b	b'	c	c																																					
評価	a	a'	b	b'	c	c																																					
評価	a	a'	b	b'	c	c																																					
		注 試験結果の打点数等が少なくばらつきでの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。																																									
II. 品質	管路工事（水道工事等）	品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ □（関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験） ※【ばらつき】の判断は別紙-4参照																																									
	管路工事	「評価対象項目」 □ 管材料は、日本工業規格・日本水道協会規格等の品質規格証明書が整備されている。 □ 接合面が適切な処理を行っていることが確認できる。 □ 管材料の管理・取扱いが適切に行っていることが確認できる。 □ 管材料の記録が記録され、確認できる。 □ 管布設状況の記録がなされ、整理されている。 □ 施工条件が平滑に仕上げられている。 □ 付属構造物にきめ細かい施工がなされている。 □ 埋戻しにおいて、締め固めが適切な方法で施工されており、工事終了後の沈下がみられない。 □ 舗装復旧において、その施工が仕様書の規定に従って実施されており、既設舗装との段差がなく、仕上がり状態が良い。																																									
		<table><tr><th></th><th colspan="3">ばらつきで判断可能</th><th colspan="3">ばらつきで判断不可</th></tr><tr><th></th><th>50%以下</th><th>50%以下</th><th>50%以下</th><th>50%以下</th><th>50%以下</th><th>50%以下</th></tr><tr><td>評価</td><td>a</td><td>a'</td><td>b</td><td>b'</td><td>c</td><td>c</td></tr><tr><td>評価</td><td>a</td><td>a'</td><td>b</td><td>b'</td><td>c</td><td>c</td></tr><tr><td>評価</td><td>a</td><td>a'</td><td>b</td><td>b'</td><td>c</td><td>c</td></tr></table>								ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可				50%以下	50%以下	50%以下	50%以下	50%以下	50%以下	評価	a	a'	b	b'	c	c	評価	a	a'	b	b'	c	c	評価	a	a'	b	b'	c	c
	ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可																																							
	50%以下	50%以下	50%以下	50%以下	50%以下	50%以下																																					
評価	a	a'	b	b'	c	c																																					
評価	a	a'	b	b'	c	c																																					
評価	a	a'	b	b'	c	c																																					
		注 試験結果の打点数等が少なくばらつきでの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。																																									

品質関係の試験方法は、品質関係の

①「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
②評価対象外項目の削除後は、削除後の評価項目数を母数として計算した比率（％）計算の値（評価値）で評価する。
③評価値（％）＝該当項目数（ ）／評価対象項目数（ ）
④なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。
※ばらつき評価は、「土木工事施工管理基準」により管理図表の作成する測定数10点以上のものを行うものとする。

①「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
②評価対象外項目の削除後は、削除後の評価項目数を母数として計算した比率（％）計算の値（評価値）で評価する。
③評価値（％）＝該当項目数（ ）／評価対象項目数（ ）
④なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。
※ばらつき評価は、「土木工事施工管理基準」により管理図表の作成する測定数10点以上のものを行うものとする。

検査項目別運用表

検査項目	細 別	a	a'	b	b'	c	d	e
3. 出来形及び 出来ばえ	II. 品質	品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ □ 関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験 ※【ばらつき等の判断は別紙-4参照】					品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監理員が文書で指示を行い改善された。 □	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。
	鋼製枠工等の鋼構造物	鋼材の品質が、証明書類（ミルシート等）で確認できる。 □ 鋼材の品質が適切で製品に缺陷がなく、鋼材の組立が仕様とおり進捗に行われている。 □ 鋼材の表面に傷、錆がない。発生した場合は、錆の除去及び上塗り塗装等の仕上げが丁寧にされている。 □ 中継材は、天端、隅部まで空隙がなく十分に詰められている。 □ ボルトの施工及びボルトの締め付けが適正に行われている。 □ 鋼材組立後の組立確認及びボルトの締め付けが、チェック表等により記録管理されている。						

①「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
②評価対象外項目の削除後は、削除後の評価項目数を母数として計算した比率（%）計算の値（評価値）で評価する。
③評価値（ $\frac{\text{評価対象項目数}}{\text{母数}} \times 100$ ）
④なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。
※ばらつき評価は、「土木工事施工管理基準」により管理図表の作成する測定数10点以上のものを行うものとする。

		ばらつきで判断可能			ばらつきで管理可能
		50%以下	80%以下	90%を超える	
評価値	90%以上	a	a'	b	b
	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'
	60%以上75%未満	b	b'	c	c
	60%未満	b'	c	c	c

評価値	ばらつきで判断可能				ばらつきで判断可能
	90%以上	50%以下	80%以下	80%を超える	
75%以上90%未満	a	a'	a'	b	b
60%以上75%未満	b	b'	b'	c	b'
60%未満	b'	c	c	c	c

検査項目別運用表

検査項目	細 別	a	a'	b	b'	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ	Ⅱ. 品質	品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する。〈判断基準参照〉 □ (関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験) ※【ばらつき】の判断は別紙-4参照						
	合併工事 (同等の複数の工種があり、主たる工種の判断ができない場合)	主たる工種別に別紙-3③「別紙-3③25」の評定表を用い、それぞれの対象数、評価値を合計し、評価値を算出して下記により評定を行う。なお、主たる工種は4工種以内とする。 主たる工種 対象数 (ア) 評価値 (イ) ① 別表-30 ② 別表-30 ③ 別表-30 ④ 別表-30 ※ 合計 評価値 () 対象評価項目数						
		●判断基準 <A> 対象工事がばらつきによる評価が不適切な工事 ex) 浚渫工、取壊し工等 ※該当項目が90%以上.....a' ※該当項目が80%以上90%未満.....a' ※該当項目が70%以上80%未満.....b' ※該当項目が60%以上70%未満.....b' ※該当項目が60%未満.....c なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合にはc評価とする。						
		●判断基準 対象工事がばらつきによる評価が適切な工事 ① 評価対象外項目の削除後は、削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値(評価値)で評価する。 ② 評価値 () = 該当項目数 () / 評価対象項目数 () ③ 評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。 ※ばらつき評価は、「土木工事施工管理基準」により管理図表の作成する測定数10点以上のものを行うものとする。						
		品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。						

評価値	ばらつきで判断可能		ばらつきで判断不能	
	50%以下	80%以下	80%以下	80%を超える
90%以上	a	a'	b	b
75%以上90%未満	a'	b	b'	b'
60%以上75%未満	b	b'	c	c
60%未満	b'	c	c	c

検査項目別運用表

検査項目	細 別	a	b	c	d
3. 出来形及び 出来ばえ	Ⅲ. 出来ばえ	☐ 優れている。	☐ やや優れている。	☐ 他の評価に該当しない。	☐ 劣っている。
コンクリート構造物 工事 砂防構造物工事 トンネル工事	コンクリート構造物	「評価対象項目」 ☐ コンクリート構造物の表面状態が良い。 ☐ コンクリート構造物の通りが良い。 ☐ 天端仕上げ、側部仕上げ等が良い。 ☐ クラックが無い。 ☐ 露水が無い。 ☐ 全体的な美観が良い。			●判断基準 該当5項目以上.....a 該当4項目.....b 該当3項目.....c 該当2項目以下.....d
	砂防構造物工事				
	トンネル工事				
	土工事 (盛土・築堤工事 等)	「評価対象項目」 ☐ 仕上がりが良い。 ☐ 通りが良い。 ☐ 天端及び側部の仕上げが良い。 ☐ 構造物へのすりつけなどが良い。 ☐ 全体的な美観が良い。			●判断基準 該当4項目以上.....a 該当3項目.....b 該当2項目.....c 該当1項目以下.....d
	切土工事	「評価対象項目」 ☐ 規定された勾配が確保されている。 ☐ 切土法面の施工にあたって、法面の浮き石が除去されているなど、適切に施工されている。 ☐ 法面勾配の変化部について、干渉部を設けるなど適切に施工されている。 ☐ 湧水などによる施工面の損傷が発生しないよう処理が行われている。 ☐ 関係構造物等との取り合いが設計図書を満足するよう施工されている。 ☐ 全体的な美観が良い。			●判断基準 該当5項目以上.....a 該当4項目.....b 該当3項目.....c 該当2項目以下.....d
橋岸・根固・水制工 事	橋岸・根固・水制工	「評価対象項目」 ☐ 通りが良い。 ☐ 材料の組み合わせがよく、クラックが無い。 ☐ 天端及び端部の仕上げが良い。 ☐ 段段構造物とのすりつけが良い。 ☐ 全体的な美観が良い。			●判断基準 該当4項目以上.....a 該当3項目.....b 該当2項目.....c 該当1項目以下.....d
	橋脚工事	「評価対象項目」 ☐ 表面に補修箇所が無い。 ☐ 部材表面に傷及び腐が無い。 ☐ 溶接に均一性がある。 ☐ 塗装に均一性がある。 ☐ 全体的な美観が良い。			●判断基準 該当4項目以上.....a 該当3項目.....b 該当2項目.....c 該当1項目以下.....d
地すべり防止工 事	地すべり防止工	「評価対象項目」 ☐ 地山との取り合いが良い。 ☐ 天端、側部の仕上げが良い。 ☐ 施工管理記録などから不可視部分の出来ばえの良さが伺える。 ☐ 全体的な美観が良い。			●判断基準 該当3項目以上.....a 該当2項目.....b 該当1項目.....c 該当項目なし.....d

検査項目別運用表

検査項目	細 別	a	b	c	d
3. 出来形及び出来ばえ	Ⅲ. 出来ばえ	☐ 優れている。	☐ やや優れている。	☐ 他の評価に該当しない。	☐ 劣っている。
	舗装工事	「評価対象項目」 ☐ 舗装の平坦性が良い。 ☐ 構造物の通りが良い。 ☐ 側部処理が良い。 ☐ 構造物へのすりつけ等が良い。 ☐ 雨水処理が良い。 ☐ 全体的な美観が良い。			●判断基準 該当5項目以上・・・a 該当4項目・・・b 該当3項目・・・c 該当2項目以下・・・d
	法面工事	「評価対象項目」 ☐ 通りが良い。 ☐ 植生、吹付等の状態が均一である。 ☐ 側部処理が良い。 ☐ 全体的な美観が良い。			●判断基準 該当3項目以上・・・a 該当2項目・・・b 該当1項目・・・c 該当項目なし・・・d
	基礎工事 (地盤改良等を含む)	「評価対象項目」 ☐ 土工関係の仕上げが良い。 ☐ 通りが良い。 ☐ 側部及び天端の仕上げが良い。 ☐ 施工管理記録などから不明部分の出来ばえの良さが伺える。 ※地盤改良はc評価とする。			●判断基準 該当3項目以上・・・a 該当2項目・・・b 該当1項目・・・c 該当項目なし・・・d
	コンクリート構上部工事	「評価対象項目」 ☐ コンクリート構造物の表面状態が良い。 ☐ コンクリート構造物の通りが良い。 ☐ 天端及び側部の仕上げが良い。 ☐ 交差部の仕上げが良い。 ☐ クラックが無い。 ☐ 全体的な美観が良い。			●判断基準 該当5項目以上・・・a 該当4項目・・・b 該当3項目・・・c 該当2項目以下・・・d
	塗装工事 (工場塗装を除く)	「評価対象項目」 ☐ 塗装の均一性が良い。 ☐ 補修まできめ細かな施工がされている。 ☐ 補修箇所が無い。 ☐ グレートの施工状況が良好である。 ☐ 全体的な美観が良い。			●判断基準 該当4項目以上・・・a 該当3項目・・・b 該当2項目・・・c 該当1項目以下・・・d
	植栽工事	「評価対象項目」 ☐ 樹木の活着状況が良い。 ☐ 支柱の取り付けがきめ細かく施工されている。 ☐ 支柱の取り付けが堅固である。 ☐ 全体的な美観が良い。			●判断基準 該当3項目以上・・・a 該当2項目・・・b 該当1項目・・・c 該当項目なし・・・d

考査項目別運用表

考査項目	細 別	a	b	c	d
3. 出来ばえ	Ⅲ. 出来ばえ	□ 優れている。	□ やや優れている。	□ 劣っている。	
	防護柵（網）工事	「評価対象項目」 ☐ 通りが良い。 ☐ 端部処理が良い。 ☐ 部材表面に傷及び錆が無い。 ☐ 既設構造物等とのすりつけが良い。 ☐ きめ細やかに施工されている。 ☐ 全体的な美観が良い。		☐ 劣っている。 ●判断基準 該当5項目以上 a 該当4項目 b 該当3項目 c 該当2項目以下 d	
	標識工事	「評価対象項目」 ☐ 設置位置に配慮がある。 ☐ 標識板の向き並びに角度及びその支柱の通りが良い。 ☐ 標識板の支柱に歪曲が無い。 ☐ 支柱基礎が入念に埋め込まれている。 ☐ 全体的な美観が良い。		●判断基準 該当4項目以上 a 該当3項目 b 該当2項目 c 該当1項目以下 d	
	区画線工事	「評価対象項目」 ☐ 塗料の塗布が均一である。 ☐ 増設性が良い。 ☐ 増設状態が良い。 ☐ 施工部の重複が入念に実施されている。 ☐ 全体的な美観が良い。		●判断基準 該当4項目以上 a 該当3項目 b 該当2項目 c 該当1項目以下 d	
	機械設備工事	「評価対象項目」 ☐ 主設備、関連設備及び操作制御設備が全体的に統制されており、運転操作性が良い ☐ きめ細かな施工がなされている。 ☐ 土木構造物、既設設備等とのすりつけが良い。 ☐ 溶接、塗装、組立等にあたって、細部に渡る配慮がなされている。 ☐ 全体的な美観が良い。		●判断基準 該当4項目以上 a 該当3項目 b 該当2項目 c 該当1項目以下 d	
	電気設備工事	「評価対象項目」 ☐ きめ細やかな施工がなされている。 ☐ 公共物として、安全性の確保、環境及び維持管理等への配慮がなされている。 ☐ 動作状態において、電氣的及び機械的な異常が無く、総合的な機能及び運用性が良い。 ☐ ケーブル等の接続方法及び取組状況が適切である。 ☐ 操作、保守点検等の容易さを確保するための配慮がなされている。 ☐ 全体的な美観が良い。		●判断基準 該当5項目以上 a 該当4項目 b 該当3項目 c 該当2項目以下 d	
	維持修繕工事	「評価対象項目」 ☐ 小構造物等にも注意が払われている。 ☐ きめ細かな施工がなされている。 ☐ 既設構造物とのすりつけが良い。 ☐ 全体的な美観が良い。		●判断基準 該当3項目以上 a 該当2項目 b 該当1項目 c 該当項目なし d	

調査項目別運用表

調査項目	細 別	a	b	c	d
3. 出来形及び 出来ばえ	Ⅲ. 出来ばえ	☐ 壊れている。	☐ やや壊れている。	☐ 他の評価に該当しない。	☐ 劣っている。
	電線共同溝工事	「評価対象項目」 ☐ 歩道及び車道の舗装(含 仮覆旧舗装)の勾配が適切で、有害な段差が無く平坦性が確保されている。 ☐ アはたかリット 0-4の値に、がたつきや不要な淵割が生じていない。 ☐ 施工管理記録などから、不可視部分の出来ばえの良さが伺える。 ☐ 全体的な美観が良い。			●判断基準 該当3項目以上.....a 該当2項目.....b 該当1項目.....c 該当項目なし.....d
	通信設備工事 受変電設備工事	「評価対象項目」 ☐ 主設備、関連設備等にきめ細かな施工がされている。 ☐ 公共物として、安全性の確保、運送及び維持管理等への配慮がなされている。 ☐ 動作状態において、電氣的及び機械的な異常が無く、総合的な機能や運用性が良い。 ☐ 当該設備及び関連設備が全体的に協調及び統制され、総合的な性能向上への配慮がなされている。 ☐ 覆作、保守点検等の容易さを確保するための配慮がなされている。 ☐ 全体的な美観が良い。			●判断基準 該当5項目以上.....a 該当4項目.....b 該当3項目.....c 該当2項目以下.....d
	解体工事	「評価対象項目」 ☐ (工事記録から) 近隣住民との調整や理達への配慮が十分なされている。 ☐ (工事記録から) 分別解体が手順よく的確に行われている。 ☐ (工事記録から) 解体物の搬移方法や搬出時間、時給が適切である。 ☐ 周辺道路や既存工作物の破壊修復や準備が行き届いている。 ☐ 解体後の整地や現地安全が行き届いている。			●判断基準 該当4項目以上.....a 該当3項目.....b 該当2項目.....c 該当1項目以下.....d
	上記以外の工事	「評価対象項目」 ☐ 理由：() ☐ 理由：() ☐ 理由：() ☐ 理由：() ☐ 理由：()			●判断基準 該当4項目以上.....a 該当3項目.....b 該当2項目.....c 該当1項目以下.....d

※該当工種からの評価対象項目で評価を行う。ただし、評価対象項目は最大5項目とする。

調査項目別運用表

調査項目	細 別	a	b	c	d
3. 出来形及び 出来ばえ	Ⅲ. 出来ばえ	☐ 優れている。	☐ やや優れている。	☐ 他の評価に該当しない。	☐ 劣っている。
	予処構等工事 (雷前防止構等)	「評価対象項目」 ☐ 通りが良い。 ☐ 端部処理が良い。 ☐ 材部表面に塵、錆がない。 ☐ 既設構造物等とのすりつけが良い。 ☐ さめ罫やかな施工がなされている。 ☐ 全体的な美観が良い。			●判断基準 該当5項目以上……………a 該当4項目……………b 該当3項目……………c 該当2項目以下……………d
	建築工事	「評価対象項目」 ☐ 建設物の通り、形状が良い。 ☐ 仕上げの均一性、平坦性が良い。 ☐ 機能面での配導が適切である。 ☐ 防水の納まりが良好である。 ☐ 建具の取り付け、作動が良い。 ☐ 関連工事との取り合いが良い。 ☐ 全体的な美観が良い。			●判断基準 該当6項目以上……………a 該当4項目……………b 該当3項目……………c 該当2項目以下……………d
	コンクリート2次製品工事 (L型、Box、U字溝、縁石プロック、BF等)	「評価対象項目」 ☐ 通りが良い。 ☐ 既設構造物とのすりつけが良い。 ☐ 天端仕上げ、端部仕上げ等が良い。 ☐ きめ罫やかな施工がなされている。 ☐ 全体的な美観が良い。			●判断基準 該当4項目以上……………a 該当3項目……………b 該当2項目……………c 該当1項目以下……………d
	下水道工事	「評価対象項目」 ☐ 構造物のおりがよい。 ☐ 内空面に補修の箇所がない。 ☐ 内空面にクラック、亀裂がない。 ☐ 漏水がない。 ☐ 施工管理記録等から不可視部分の出来ばえの良さがうかがえる。 ☐ 全体的な美観が良い。			●判断基準 該当5項目以上……………a 該当4項目……………b 該当3項目……………c 該当2項目以下……………d
	コンクリートダム工事	「評価対象項目」 ☐ コンクリートの肌が良い。 ☐ コンクリート面のおりがよい。 ☐ 天端仕上げ、端部仕上げ等がよい。 ☐ クラックがない。 ☐ 漏水がない。 ☐ 吹付け（植生、コンクリート等）の状態が均一である。 ☐ 施設のおりがよい。（排水側溝、フェンス等） ☐ 堤体法面段土工の仕上げが良い。 ☐ 全体的な美観が良い。			●判断基準 該当8項目以上……………a 該当6項目……………b 該当4項目……………c 該当2項目以下……………d

調査項目別運用表

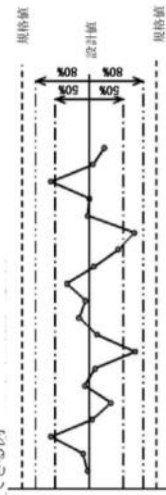
調査項目	編 別	a	b	c	d																																				
3. 出来びえ	Ⅲ. 出来びえ	☐ 優れている。	☐ やや優れている。	☐ 他の評価に該当しない。	☐ 劣っている。																																				
	山緑化工事	「評価対象項目」 ☐ 施工地内のり面と地山の覆り付けが適切である。 ☐ 丸太土留工、構工、筋工等の木製構造物は、組み立て及び組み合わせが端部まで適切に施工され、背面の盛立て状態も適切である。 ☐ 丸太土留工、構工、筋工等の木製構造物は、構造物の配置間隔が適切に行われており、斜面の中で、調和がとれている。 ☐ 水路工、暗きょ工は、集水、排水に留意した施工が行われており、勾配が適切である。 ☐ 伏工は、法面との密着状態、止釘等の配置及び打込み状態、伏工材料の重ね合わせ状態等が適切できれいである。 ☐ 細裁木又は種子等の活層状態がよく、きれいに仕上がっている。 ☐ 緑化吹付工(樹生基材吹付工、密土吹付工、種子吹付工)は、法面工事の項目に準じて施工されている。 ☐ 全体的な美観が良い。 「評価対象項目」 ☐ 管理設備が適正である。 ☐ 管の接合状況が良い。 ☐ 施工管理記録等から不可視部分の出来びえの良さがうかがえる。 ☐ 埋戻し及び路面傾斜の状況が良い。 ☐ 小構造物にも細心の注意が払われている。																																							
	管路工事 (水道工事等)	「評価対象項目」 ☐ 構造物の損傷がない。損傷があった場合は補修がされており、仕上がり具合が満足される。 ☐ 天溝仕上げ、端部仕上げ等が良い。 ☐ 構造物と地山とのすりつけが良い。 ☐ 部材の取付け、中継材の詰め方にきめ細やかな施工がなされている。 ☐ 全体的な美観が良い。																																							
	鋼製柱工等の鋼構造 物	「評価対象項目」 ☐ 構造物の損傷がない。損傷があった場合は補修がされており、仕上がり具合が満足される。 ☐ 天溝仕上げ、端部仕上げ等が良い。 ☐ 構造物と地山とのすりつけが良い。 ☐ 部材の取付け、中継材の詰め方にきめ細やかな施工がなされている。 ☐ 全体的な美観が良い。																																							
	合併工事 (同等の複数の工種 があり、主たる工種 の判断ができない場 合)	「評価対象項目」 主たる工種別に「別紙-3④」～「別紙-3④6」の評定表を用い、それぞれの該当項目数(評価数)を合計し、各工種の評価基準該当項目数の合計値に照らして評価を行う。 なお、主たる工種は4工種以内とする。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>主たる工種</th><th>該当項目数</th><th>(評価数)</th><th>a</th><th>b</th><th>c</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 別紙-3④-</td><td>()</td><td>{ }</td><td>()</td><td>()</td><td>()</td></tr> <tr> <td>② 別紙-3④-</td><td>()</td><td>{ }</td><td>()</td><td>()</td><td>()</td></tr> <tr> <td>③ 別紙-3④-</td><td>()</td><td>{ }</td><td>()</td><td>()</td><td>()</td></tr> <tr> <td>④ 別紙-3④-</td><td>()</td><td>{ }</td><td>()</td><td>()</td><td>()</td></tr> <tr> <td>合計</td><td>()</td><td>{ }</td><td>合計 A ()</td><td>B ()</td><td>C ()</td></tr> </tbody> </table> ※ 該当項目数(評価数)の合計値が評価基準該当項目数の合計項目数 A () 以上 () 未満 A 未満 ※ 該当項目数(評価数)の合計値が評価基準該当項目数の合計項目数 B () 以上 () 未満 B 未満 ※ 該当項目数(評価数)の合計値が評価基準該当項目数の合計項目数 C () 以上 () 未満 C 未満 ※ 該当項目数(評価数)の合計値が評価基準該当項目数の合計項目数 C () 以上 () 未満 C 未満				主たる工種	該当項目数	(評価数)	a	b	c	① 別紙-3④-	()	{ }	()	()	()	② 別紙-3④-	()	{ }	()	()	()	③ 別紙-3④-	()	{ }	()	()	()	④ 別紙-3④-	()	{ }	()	()	()	合計	()	{ }	合計 A ()	B ()	C ()
主たる工種	該当項目数	(評価数)	a	b	c																																				
① 別紙-3④-	()	{ }	()	()	()																																				
② 別紙-3④-	()	{ }	()	()	()																																				
③ 別紙-3④-	()	{ }	()	()	()																																				
④ 別紙-3④-	()	{ }	()	()	()																																				
合計	()	{ }	合計 A ()	B ()	C ()																																				

別紙-4 【記入方法及び留意事項】

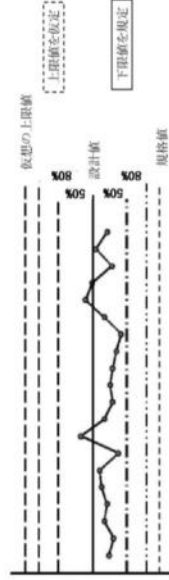
1 出来型及び品質のばらつきの考え方

〔管理図の場合〕

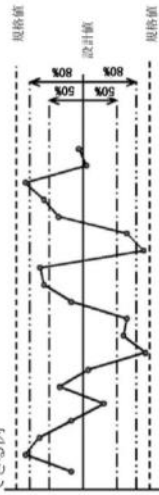
① ばらつきが50%以下と判断できる例



(下限値のみの場合)



② ばらつきが80%以下と判断できる例



〔度数表またはヒストグラムの場合〕



2. 多工種複合工事における品質、出来ばえ評価の工種選定について(検査員考査)

- (1) 主たる工種で評定する。
- (2) コンクリート橋は、プレテンション桁等、工場で製作される構造物も対象とする。
- (3) 評定は「合併工事」欄を活用する。

3. コンクリート構造物のクラックの品質評価について

- (1) クラックが発生した構造物では「コンクリートのひび割れ調査、補修・補強指針」に基づき、進行性または有害なクラックに該当するか否かを調査する。
- (2) 「進行性または有害なクラックが発生し、発生したクラックに対しては専門技術者(有資格者)の意見に基づく処置をしている」等が見られたら、C評価とする。
- (3) 「進行性または有害なクラックがある」場合で、無処理の場合は、状況に応じて、dまたはe評価とする。

※有害なクラックの目安は0.2mm程度とする。

(但し、鉄筋の腐食環境が厳しく、コンクリート構造物の耐久性に及ぼす有害性が大きい場合は0.1mm程度とし、また、防水性に及ぼす有害性が大きい場合は0.05mmとする。)

参考文献「日本コンクリート工学協会のひび割れ調査、補修・補強指針」

4. その他

- ・「施工プロセス」チェックリストを活用して、評定を行う。
- ・「5. 創意工夫」「6. 社会性等」は、請負者から提出された実施状況に関する書類を活用して、評定を行う。